



家庭裁判所における 家事事件及び人事訴訟事件の 概況及び実情等

1 家事事件の概況

1. 1 家事事件全体の概況

家事事件¹のうち別表第一審判事件の新受件数は、前回とほぼ同様に、主として後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の増加の影響で増加傾向にある。

一方、別表第二事件の新受件数は、調停事件を中心におおむね緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は、緩やかに長期化している。このうち、調停事件の平均審理期間については、令和2年に前年と比較して大きく長期化しており、審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が大きく減少し、1年を超える事件の割合が増加しているが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

一般調停事件については、新受件数が減少傾向にある一方、平均審理期間については、令和元年まで緩やかな長期化傾向にあったが、令和2年には前年と比較して大きく長期化しており、審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が大きく減少し、1年を超える事件の割合が増加している。令和元年までの傾向については、前回と同様、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が、減少傾向にはあるものの、依然高い水準にあることが影響しているのではないかと考えられるほか、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響しているのではないかと考えられる。また、令和2年の急激な長期化の原因については、上記要因に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られないものの、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（12.2%）より2.8%増加して15.0%となっており、一般調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（8.9%）より3.0%増加して11.9%となっている。これは、前回指摘されているとおり、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる。

○ 別表第一審判事件

別表第一審判事件の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、令和2年における既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりである。

令和2年の新受件数は、前回（86万3915件）より4.9%増加していて、増加傾向は続いている。こうした増加傾向の主な要因は、後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件を合計した新受件数が、前回の30万9069件から33万5141件に増加したことであり、これには、前々回及び前回指摘されているとおり、成年後見制度の利用者数が累積的に増加していること等が影響していると思われる（第7回報告書93

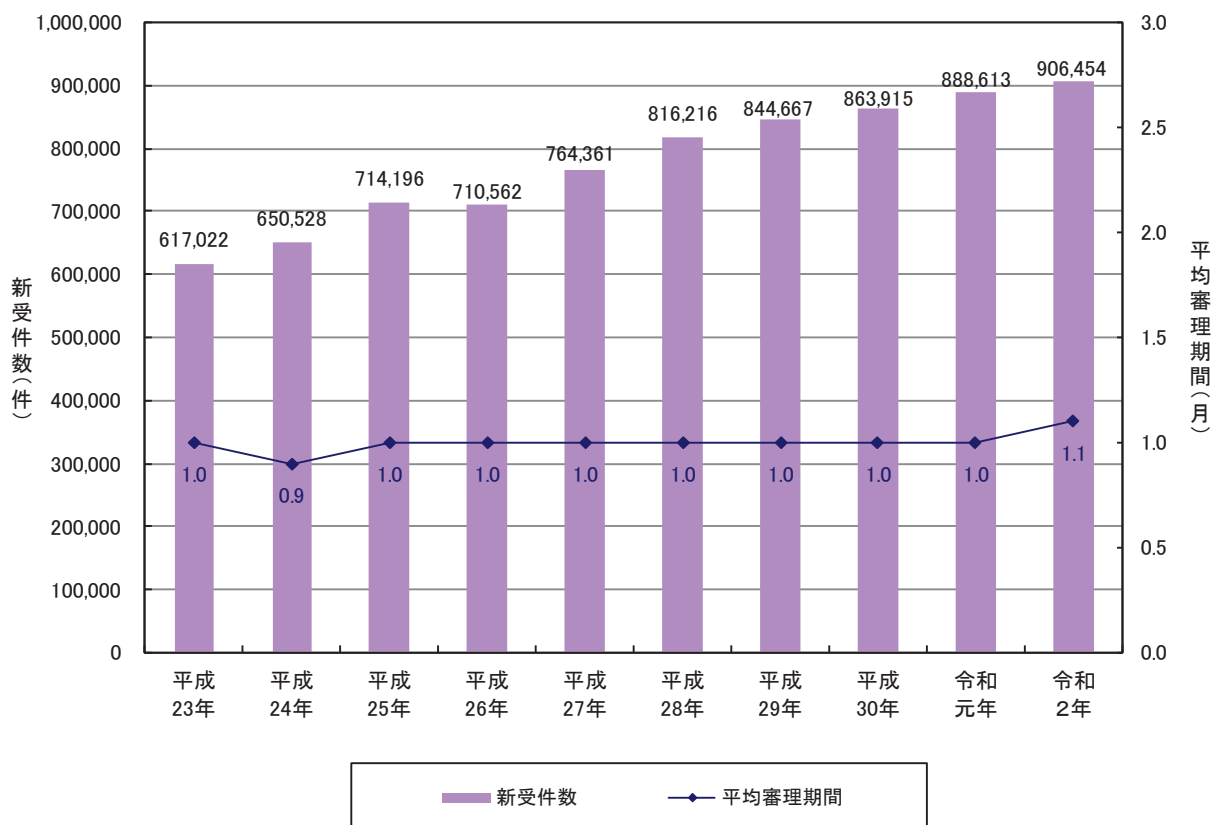
¹ 本報告書で取り上げる「家事事件」は、家事法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。

なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

頁，第8回報告書107頁参照）。

別表第一審判事件の既済件数は，家事事件全体の8割以上を占めており，その平均審理期間が1.1月と短期間である傾向に，前回から変化は見られない（第8回報告書108頁【表2】参照）。

【図1】新受件数及び平均審理期間の推移（別表第一審判事件）



【表2】家事事件の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
既済件数	902,467	18,685	75,073	49,267
平均審理期間(月)	1.1	6.0	7.5	6.7

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、大半の事件が6月以内に終局しているという傾向に変化はない（第8回報告書108頁【表3】参照）。

【表3】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
6月以内	893,923 99.1%	12,627 67.6%	40,728 54.3%	29,182 59.2%
6月超 1年以内	7,392 0.8%	4,186 22.4%	22,774 30.3%	14,648 29.7%
1年超 2年以内	1,063 0.1%	1,583 8.5%	10,138 13.5%	5,048 10.2%
2年を超える	89 0.01%	289 1.5%	1,433 1.9%	389 0.8%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりであり、認容で終局したものが97.8%で、他の終局区分の割合が非常に少ないことは、前回とほぼ同様の傾向である（第8回報告書109頁【表4】参照）。

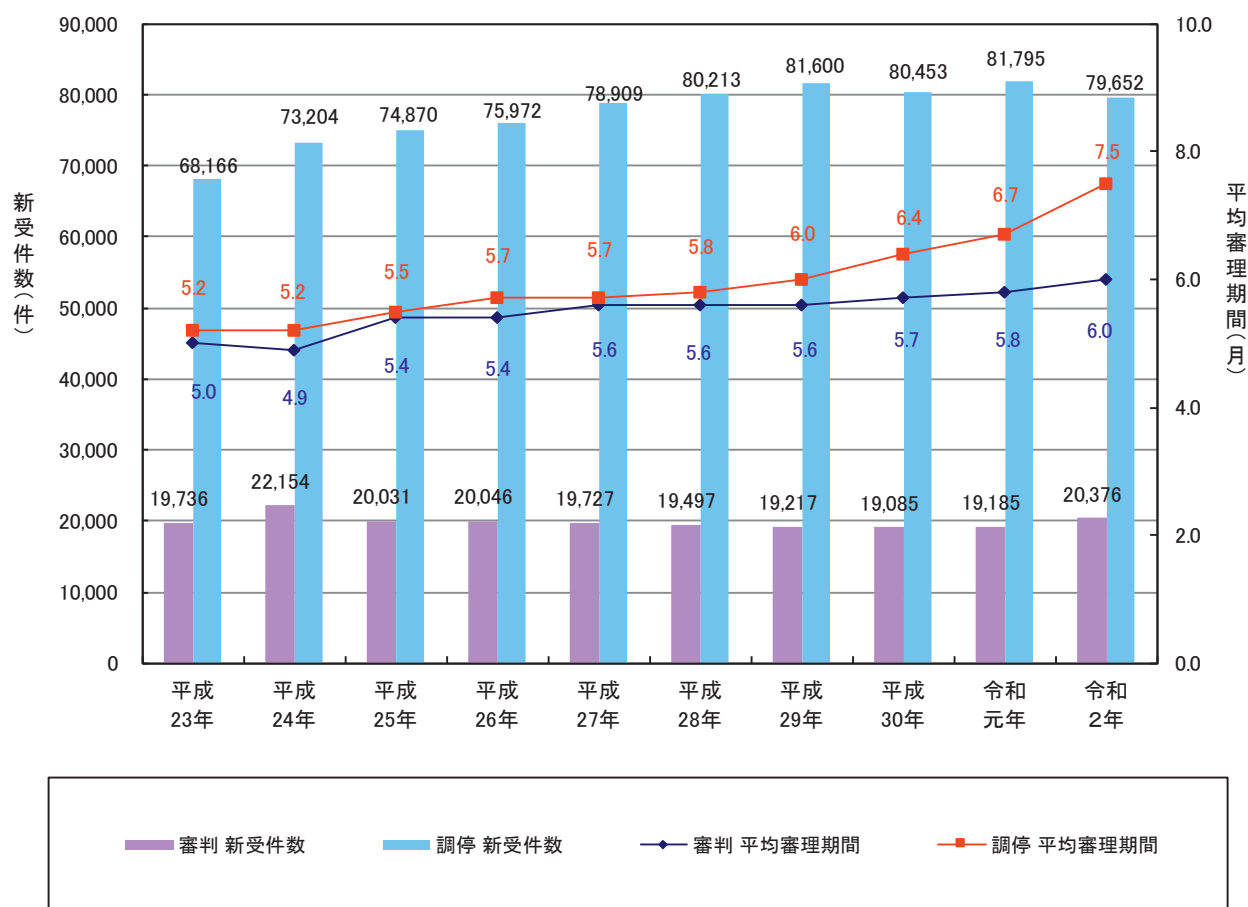
【表4】 家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	902,467 100.0%	18,685 100.0%	総数	75,073 100.0%	49,267 100.0%
認容	882,193 97.8%	9,401 50.3%	成立	39,020 52.0%	20,507 41.6%
却下	2,261 0.3%	2,089 11.2%	不成立	9,601 12.8%	12,950 26.3%
取下げ	13,199 1.5%	3,073 16.4%	取下げ	15,177 20.2%	9,966 20.2%
それ以外	4,814 0.5%	4,122 22.1%	それ以外	11,275 15.0%	5,844 11.9%

○ 別表第二事件

令和2年における別表第二事件の既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図5】のとおりである。

【図5】 新受件数及び平均審理期間の推移（別表第二事件）



調停事件の新受件数は、平成 30 年及び令和 2 年に若干減少したものの、平成 23 年以降、おおむね増加傾向にあり、審判事件の新受件数も、平成 24 年以降わずかに減少傾向にあったものの、令和元年以降増加に転じており、長期的に見ればおおむね高止まり状態にあって、別表第二事件全体としての新受件数は、おおむね緩やかな増加傾向にある。平均審理期間²について見れば、調停事件は、平成 25 年から緩やかに長期化し、令和元年には 6.7 月、令和 2 年には 7.5 月となった³。令和 2 年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。一方、審判事件も、平成 25 年以降緩やかに長期化し、令和元年には 5.8 月、令和 2 年には 6.0 月となった⁴。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合（審判事件で 67.6%、調停事件で 54.3%）は、審判事件では前回（70.5%）より 2.9%減少し、調停事件では

² 本項において、別表第二審判事件の審理期間とは、審判事件として係属した時（審判事件として申立てがあった時、調停が不成立になって審判移行した時等）から審判事件として終局した時までを指す（調停事件についても同様である。）。この点、V. 1. 2. 1以降と異なる統計処理がされているので（後掲 V. 1. 2. 1【図9】の注記参照）、注意されたい。

³ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 22 年以降、5.6 月から 6.4 月の間で推移している（未済事件の平均係属期間の令和元年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況（1）—家事事件—」法曹時報第 72 巻第 12 号 84 頁第 20 表（令和2年）参照）。

⁴ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 22 年に 7.3 月であったが、徐々に短縮しており、令和元年には 6.3 月となっている（未済事件の平均係属期間の令和元年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・74 頁第9表参照）。

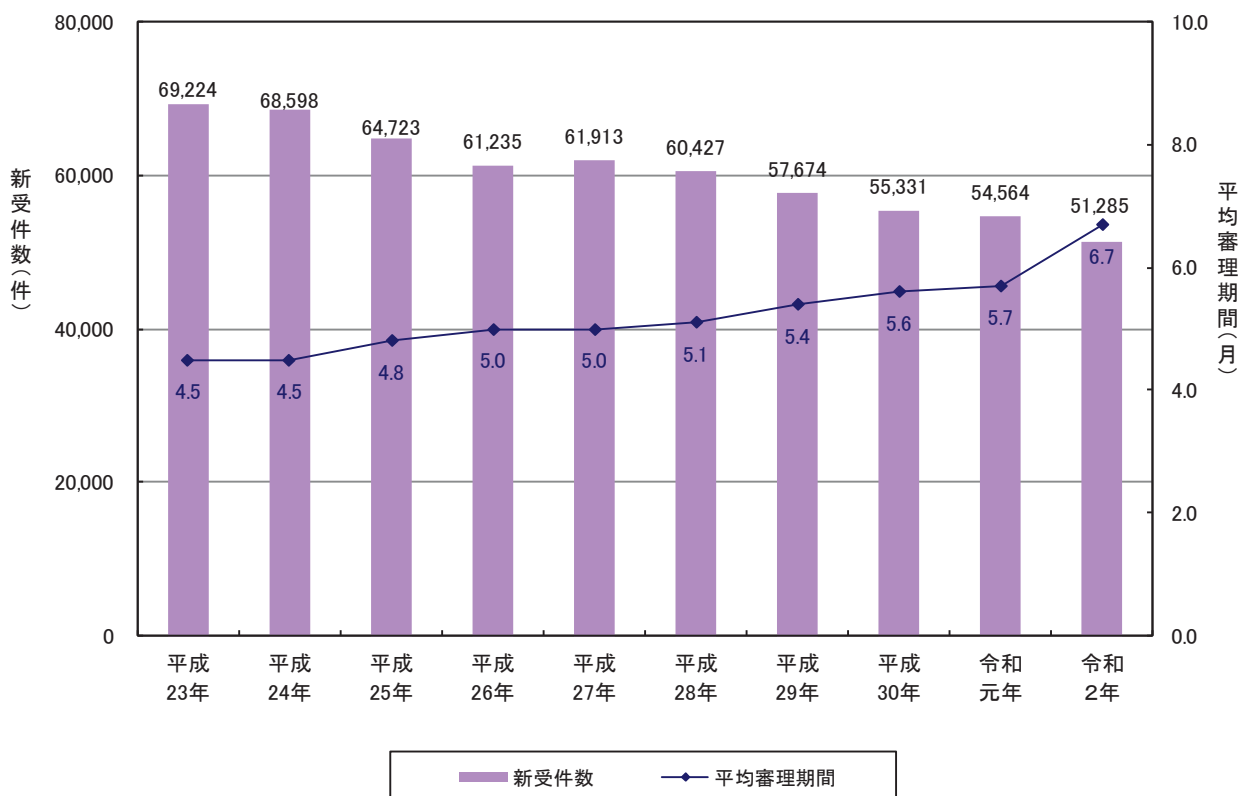
前回（63.9％）より 9.6％減少している。一方で審理期間が 1 年を超える事件の割合（審判事件で 10.0％、調停事件で 15.4％）は、審判事件では前回（9.3％）より 0.7％増加し、調停事件では前回（10.9％）より 4.5％増加している。（第 8 回報告書 108 頁【表 3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 4】のとおりである。調停事件について、調停成立で終局した事件の割合（52.0％）は前回（56.0％）より減少した一方で⁵、調停不成立で終局した事件の割合（12.8％）は前回（11.7％）より増加し、取下げで終局した事件の割合（20.2％）は前回とほぼ同様である。他方、それ以外の事由で終局した事件の割合（15.0％）が前回（12.2％）より 2.8％増加しているが、これが、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われることは、前回指摘されているとおりである^{6 7}。（第 8 回報告書 109 頁【表 4】、110 頁参照）

○ 一般調停事件

令和 2 年における一般調停事件の既済件数及び平均審理期間は【表 2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図 6】のとおりである。

【図 6】新受件数及び平均審理期間の推移（一般調停事件）



⁵ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当事者間で合意に至った事件についても、当事者等の接触回避の観点から、当事者を出頭させて調停を成立させる代わりに、調停に代わる審判を活用したことも一因ではないかと考えられる。

⁶ 令和元年の既済事件（別表第二調停事件）のうち、8.2％が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・80 頁第 14 表参照）（平成 29 年は 5.8％）（第 8 回報告書 110 頁脚注 6 参照）。

⁷ 審判事件で「それ以外」による終局が多いのは、審判事件として審理している中で合意形成がされ、事件が調停に付されて調停成立となり、審判事件が当然終了する場合が一定数あるためである。

一般調停事件（その大部分を夫婦関係調整調停事件が占める⁸。）の新受件数は、平成 23 年以降、おおむね減少傾向が続いているが、一方で、平均審理期間は、令和元年まで緩やかな長期化傾向にあったところ、令和 2 年（6.7 月）には前年（5.7 月）から大きく増加している。なお、未済事件の平均係属期間も、平成 22 年の 3.8 月から、令和元年には 5.1 月となっており⁹、やはり緩やかな長期化傾向が見られる。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合（59.2%）は前回（69.5%）より 10.3%減少している。一方で、審理期間が 1 年を超える事件の割合（11.0%）は、前回（6.8%）より 4.2%増加している。（第 8 回報告書 108 頁【表 3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 4】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合（41.6%）は前回（46.3%）より減少した一方で¹⁰、調停不成立で終局した事件の割合（26.3%）は前回（25.2%）より増加し、取下げで終局した事件の割合（20.2%）は前回とほぼ同様である。他方、それ以外の事由で終局した事件の割合（11.9%）が前回（8.9%）より 3.0%増加しているが、これは、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われる¹¹。（第 8 回報告書 109 頁【表 4】参照）

一般調停事件の平均審理期間が緩やかな長期化傾向にあることについては、従前、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が増加傾向にあることが影響しているのではないかと考えられると指摘されていた（第 6 回報告書 137 頁及び第 7 回報告書 97 頁参照）。もっとも、【図 7】のとおり、調停成立で終局した事件の割合は、近時は減少傾向にある。また、【図 8】のとおり、夫婦関係調整調停事件において調停成立で終局した事件のみを見ても、平均審理期間は長期化しているほか、取下げで終局した事件の平均審理期間も、調停成立で終局した事件の平均審理期間より短いとはいえ、令和元年は 3.5 月と前年（3.5 月）と同じであったものの、平成 23 年（3.3 月）と比較すると微増しており、令和 2 年は 4.3 月と大きく長期化している。そうすると、一般調停事件の平均審理期間が令和元年まで緩やかな長期化傾向にあったことについては、これまで指摘されていたことに加え、他の要因も考えられ、婚姻関係事件について後述する（後掲 V. 1. 2. 2）のと同様に、婚姻費用分担事件が増加傾向にあることが影響していると考えられる。すなわち、婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と調停期日が並行して重ねられることが多いが、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、結果的には、夫婦関係調整調停事件の審理が長引くという事情があるのではないかと考えられる。なお、平均審理期間については、一般調停事件全体及び終局区分別のいずれにおいても、令和 2 年に前年と比較して急激に長期化しているが、この原因としては、前述した長期化要因に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

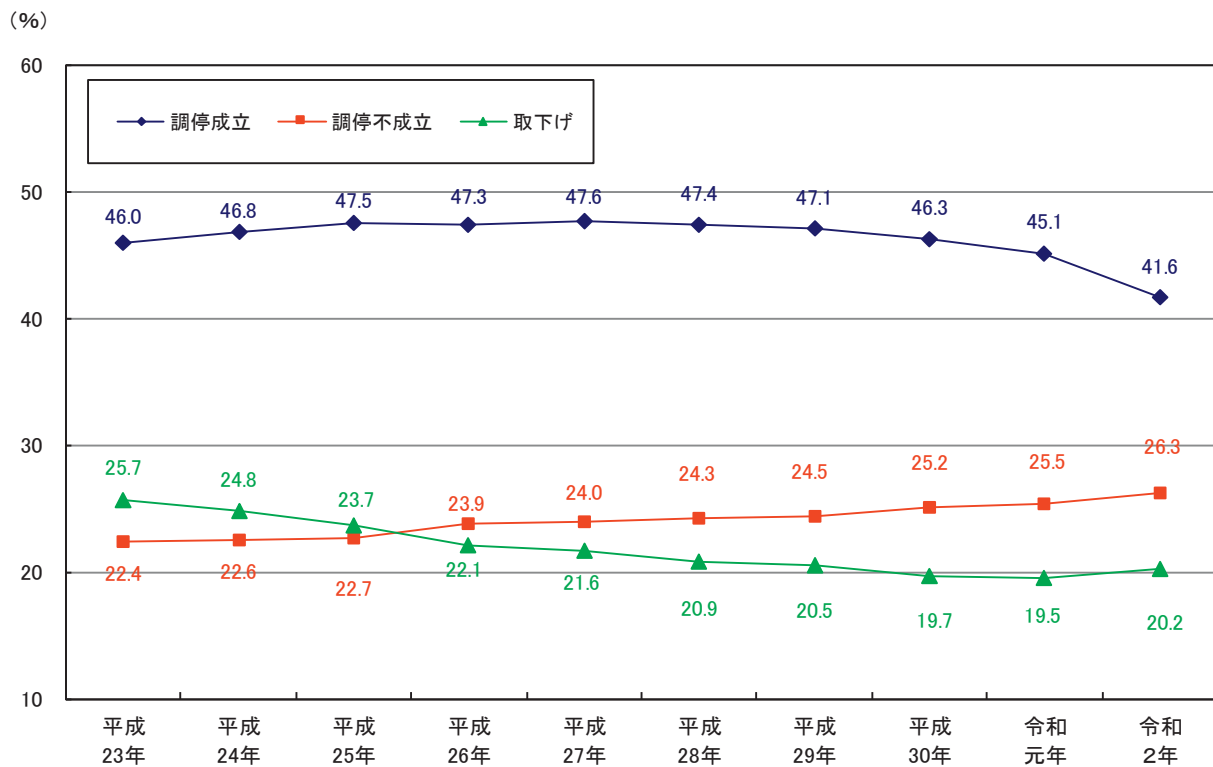
⁸ 夫婦関係調整調停事件の新受件数は、令和元年において 4 万 3 492 件、令和 2 年において 4 万 1 037 件である（なお、司法統計では、夫婦関係調整調停事件を「婚姻中の夫婦間の事件」と表記している。）。

⁹ 未済事件の平均係属期間の令和元年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・84 頁第 20 表参照

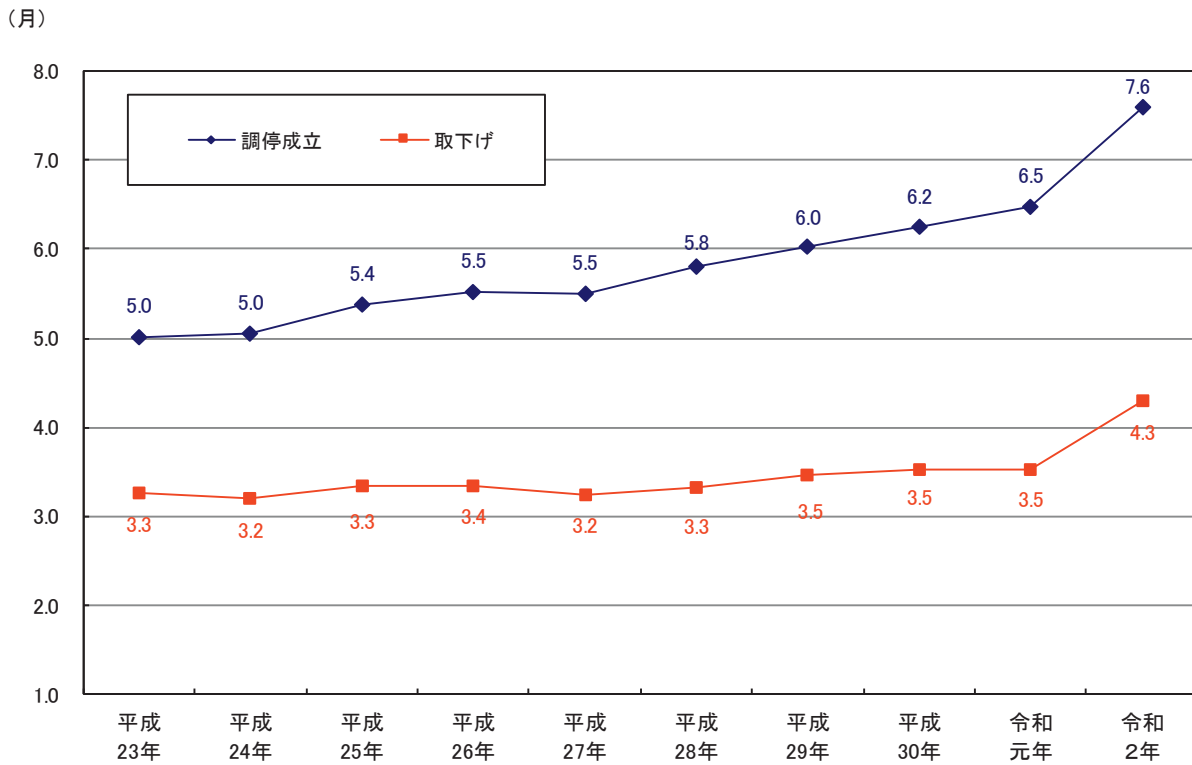
¹⁰ 脚注 5 参照

¹¹ 令和元年の既済事件（一般調停事件）のうち、3.2%が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・80 頁第 14 表参照）（平成 30 年は 2.4%）。

【図7】一般調停事件の終局区分別割合の推移



【図8】夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）は近年高止まり状態にある。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば12月を下回る水準で推移していたが、令和2年に前年と比較して大きく長期化しており、審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が大きく減少し、1年を超える事件の割合が増加している。また、平均期日回数は前回よりわずかに減少している一方で、平均期日間隔は長くなっている。審理期間及び期日間隔が令和2年に前回より長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（21.5%）より増加して27.9%となっており、前回と比べても、他の事件類型と比べても、調停に代わる審判が更に積極的に活用されている。

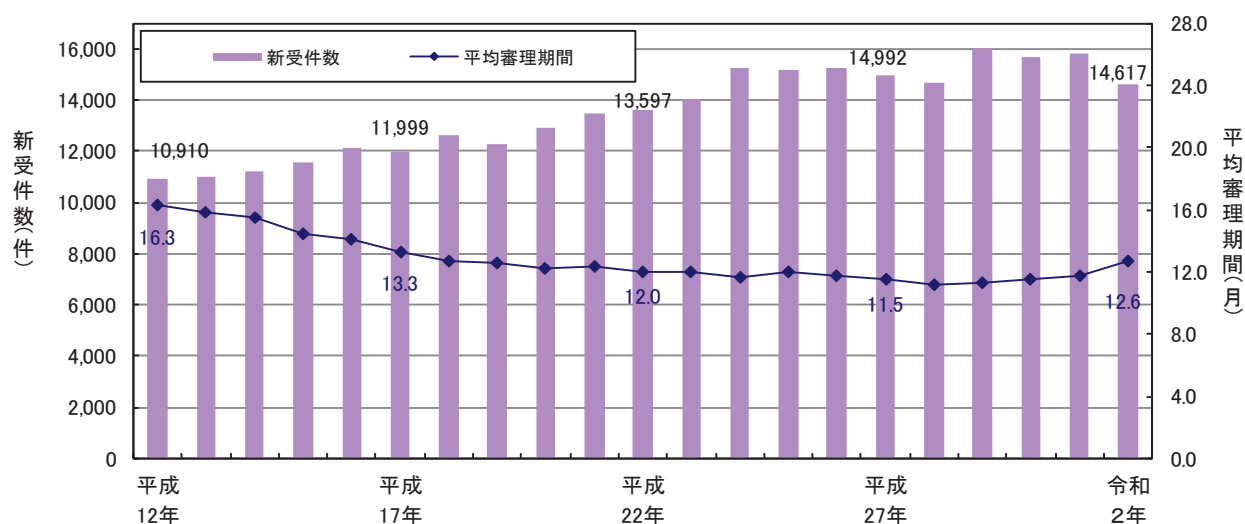
手続代理人弁護士との関与がある事件数は、この10年ほど増加傾向にある。

平均当事者数については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図9】のとおりである。

新受件数は、高齢化の影響等により、近年は高止まり状態にあり、令和2年は1万4617件であった。

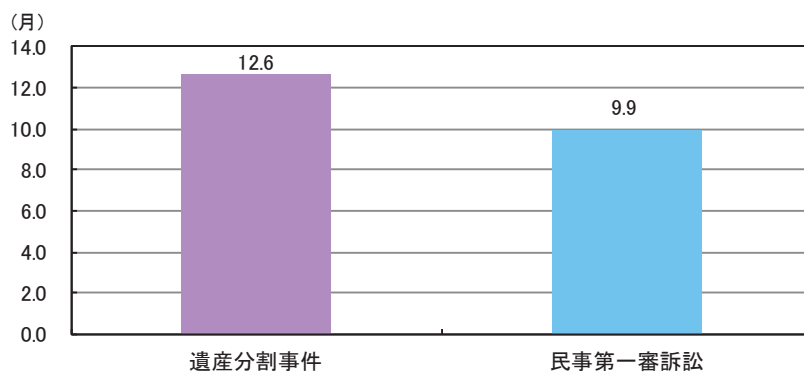
【図9】新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

令和2年における平均審理期間は【図10】のとおり12.6月で、前回から1.1月長くなっている上、前回同様、民事第一審訴訟事件の平均審理期間と比べて長くなっている（第8回報告書114頁【図10】参照）。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば、【図9】のとおり、12月を下回る水準で推移していたが、令和2年に前年と比較して大きく長期化し、12月を上回っているところ、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図10】 平均審理期間（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表11】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回（36.1%）より減少して30.0%となる一方で、1年を超える事件の割合が前回（30.1%）より増加して36.0%となった（第8回報告書114頁【表11】参照）。

【表11】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟
既済件数	11,303	122,749
平均審理期間(月)	12.6	9.9
6月以内	3,394 30.0%	62,352 50.8%
6月超1年以内	3,849 34.1%	27,128 22.1%
1年超2年以内	3,016 26.7%	23,697 19.3%
2年超3年以内	709 6.3%	6,694 5.5%
3年を超える	335 3.0%	2,878 2.3%

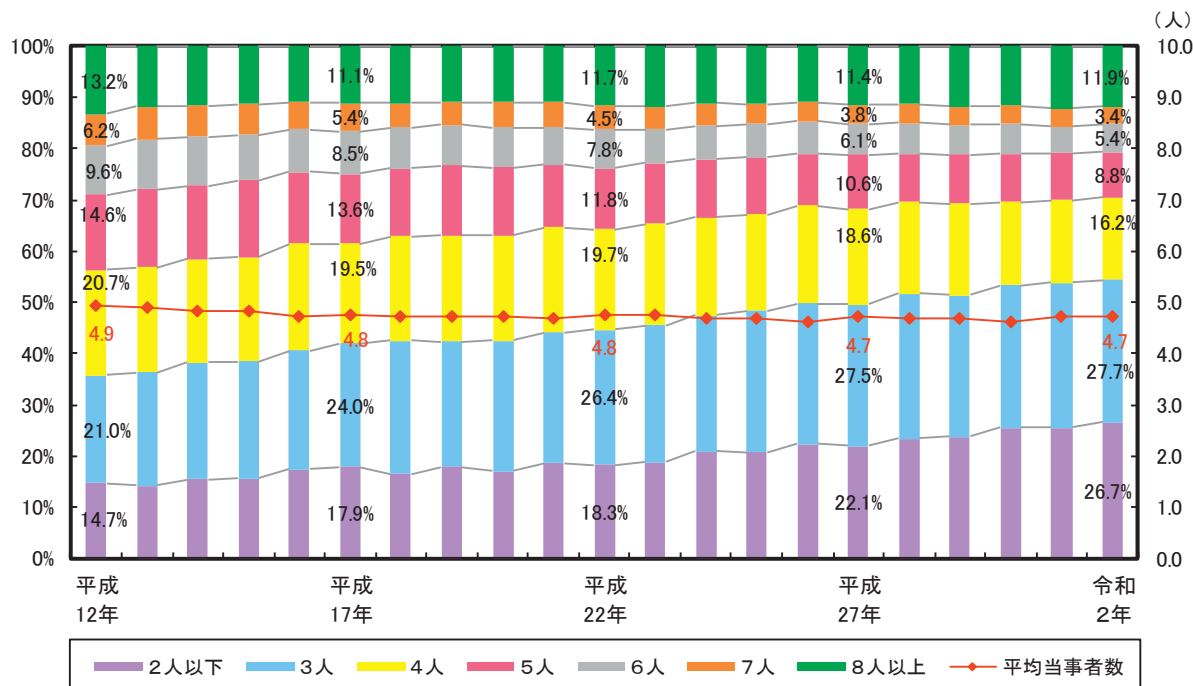
終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 12】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合（43.5％）は、前回（51.3％）より減少した¹²。一方、審判（認容、却下、分割禁止）により終局した事件の割合は、前回（7.08％）より増加して 8.46％となった。また、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（21.5％）より増加して 27.9％となったが、これは、婚姻関係事件や子の監護事件といった他の事件類型よりもかなり高い割合であり（後掲Ⅴ．１．２．２【表 23】，後掲Ⅴ．１．２．３【表 31】参照），遺産分割事件において、簡易迅速な紛争解決手段として調停に代わる審判が更に積極的に活用されていることがうかがわれる¹³。（第 8 回報告書 114 頁【表 12】参照）

【表 12】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（遺産分割事件）

調停成立	4,917 43.5%
調停をしない	142 1.3%
調停に代わる審判	3,150 27.9%
取下げ	2,088 18.5%
当然終了	44 0.4%
認容	929 8.2%
却下	26 0.2%
分割禁止	7 0.06%

当事者数の推移は【図 13】のとおりであり、平均当事者数は 4.7 人前後で推移している。

【図 13】 当事者数の推移（遺産分割事件）

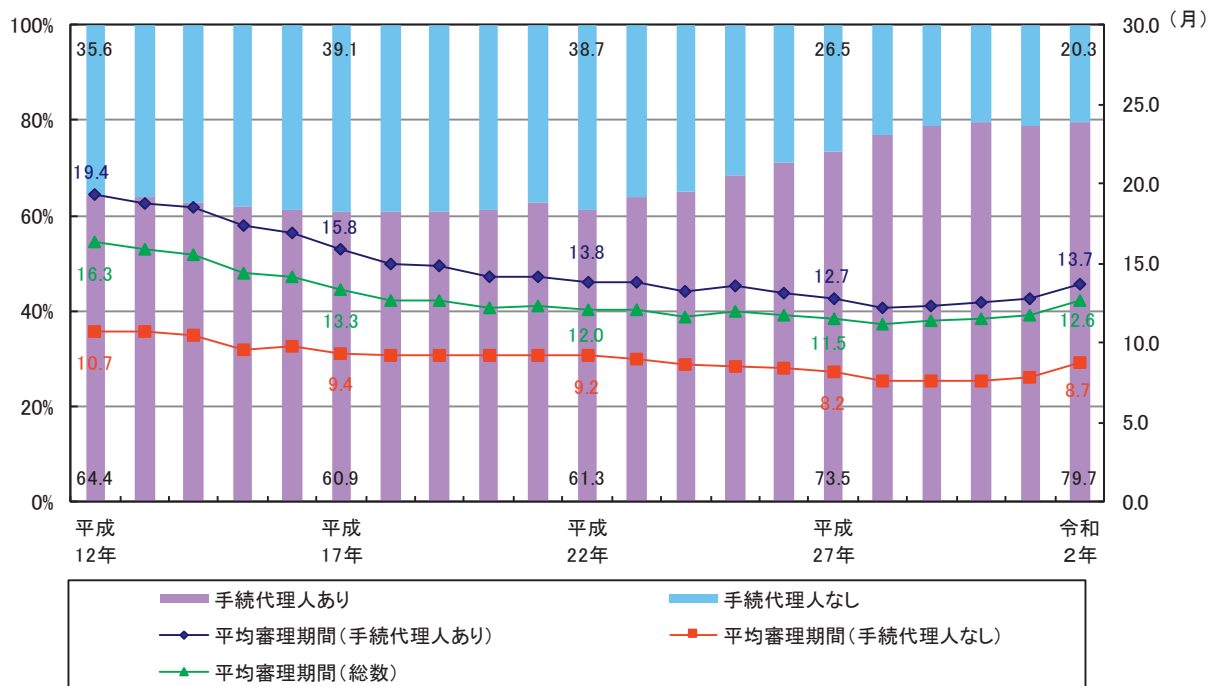


¹² 脚注5参照

¹³ 脚注5参照

遺産分割事件における手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 14】のとおりである。当事者のいずれかに手続代理人弁護士が関与した事件の割合は、長らく 6 割台で推移していたが、特にここ 10 年ほどは増加傾向にあって、平成 30 年及び令和 2 年には 79.7%に達するなど、手続代理人弁護士関与率の高い事件類型であるということが出来る。なお、手続代理人弁護士の関与がある事件の方が、その関与がない事件よりも平均審理期間が長いという傾向に変化はない。

【図 14】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



平均期日回数及び平均期日間隔は【表 15】のとおりである。平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）は、前回からわずかに減少している。一方、平均期日間隔（2.5 月）は前回（2.1 月）よりも長くなっているが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。（第 8 回報告書 116 頁【表 16】参照）。

【表 15】 平均期日回数及び平均期日間隔（遺産分割事件）

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.1
平均調停期日回数	4.7
平均審判期日回数	0.4
平均期日間隔(月)	2.5

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

遺産分割事件に係る調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 16】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合が前回（4.2%）より減少して 3.4%となっている（第 8 回報告書 116 頁【表 17】参照）。

【表 16】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調査命令	あり	389 3.4%
	なし	10,914 96.6%

1. 2. 2 婚姻関係事件¹⁴

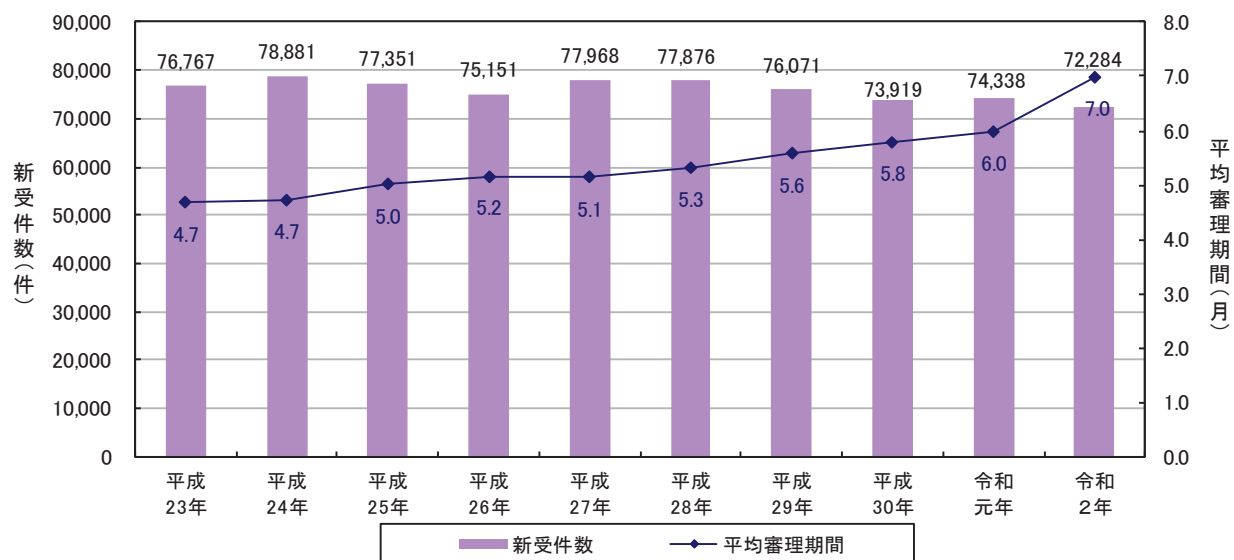
新受件数（審判＋調停）は若干減少したものの、依然として高水準にある。平均審理期間は、平成23年以降、長期化傾向にある。この傾向に関連する事情として、前掲Ⅴ. 1. 1で指摘したのと同様に、取下げで終局した事件よりも相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が高いことや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられることは、前回と同様である。平均審理期間の長期化に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回（67.1%）から減少して56.1%となった。平均期日回数については、前回から大きな変化は見られなかった一方で、平均期日間隔は、前回（1.7月）より長くなって2.1月となった。審理期間及び期日間隔が令和2年に前回より長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

なお、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（3.0%）より増加して5.9%となった。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（22.1%）よりわずかに減少して20.9%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図17】のとおりである。

新受件数は若干減少したものの、令和2年も7万2284件と依然として高水準にある。

【図17】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（婚姻関係事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

¹⁴ 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

平均審理期間は、【図 17】及び【表 18】のとおり、平成 23 年以降、長期化傾向にあり、令和 2 年は 7.0 月となった。

【表 18】 既済件数及び平均審理期間
(婚姻関係事件)

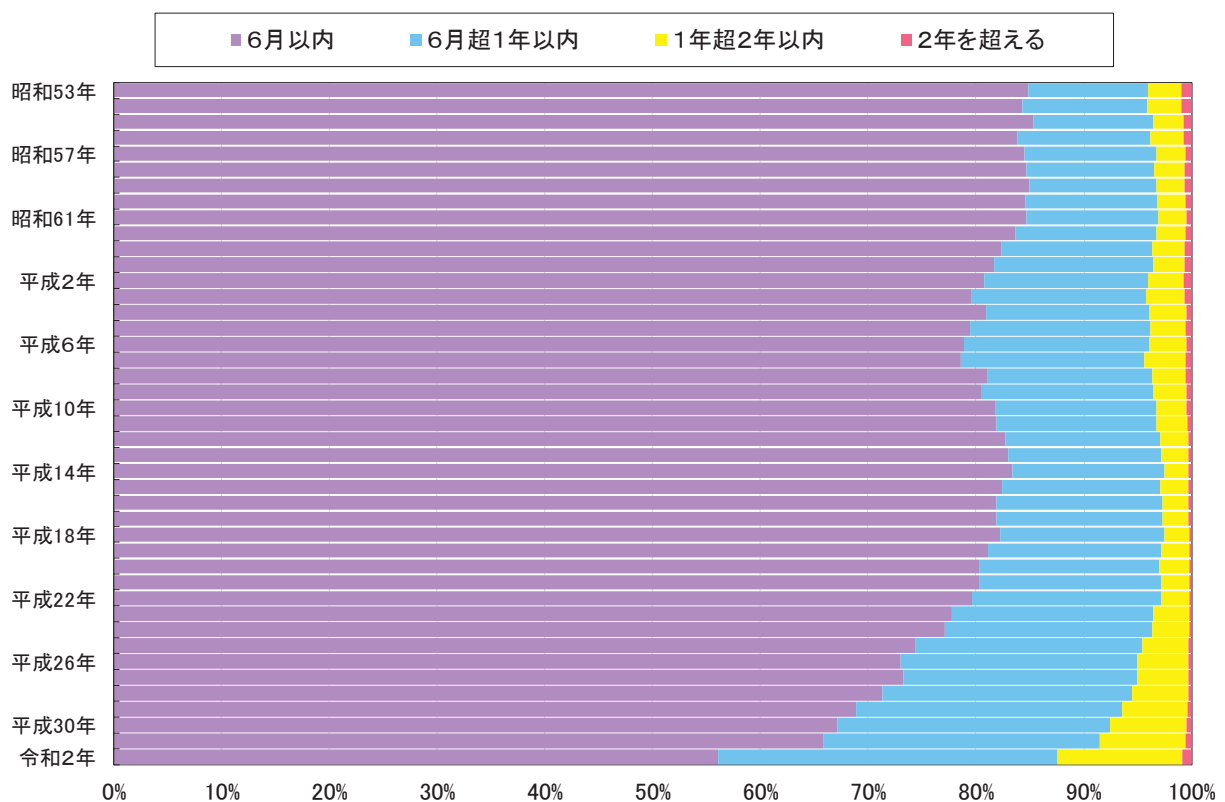
既済件数	63,017
平均審理期間(月)	7.0

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 19】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合が前回(67.1%)より減少して 56.1%となった一方、6 月を超え 1 年以内の事件が前回(25.4%)より増加して 31.4%になり、1 年を超える事件の割合も前回(7.55%)より増加して 12.49%になった(第 8 回報告書 118 頁【表 20】参照)。既済事件の審理期間別事件割合の推移は、【図 20】のとおりであり、近年、審理期間が 6 月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1 年を超える事件、特に 1 年を超え 2 年以内の事件の割合が増加傾向にある。

【表 19】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(婚姻関係事件)

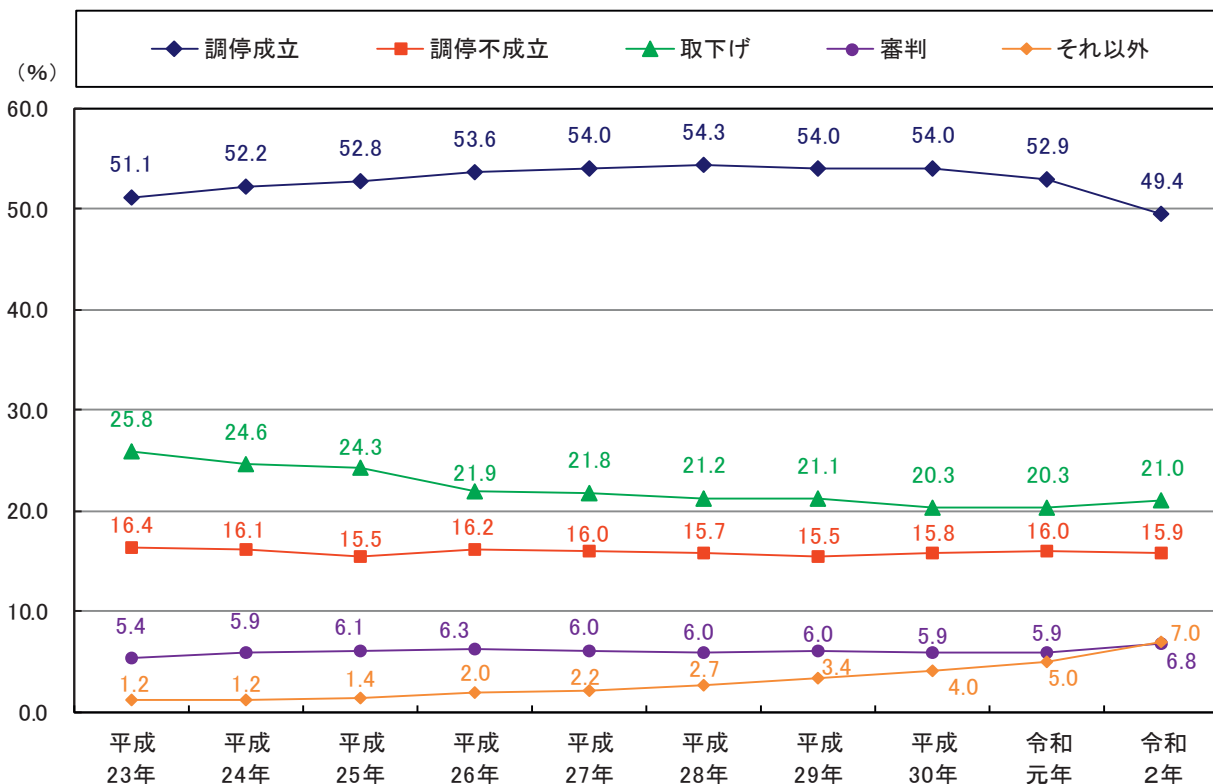
6 月以内	35,360 56.1%
6 月超 1 年以内	19,809 31.4%
1 年超 2 年以内	7,292 11.6%
2 年超 3 年以内	497 0.8%
3 年を超える	59 0.09%

【図 20】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(婚姻関係事件)



なお、婚姻関係事件の平均審理期間が長期化する傾向にあることと関連して、夫婦関係調整調停事件について前述した（前掲Ⅴ．１．１参照）のと同様に、【図 21】及び【図 22】のとおり、相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が、令和元年、令和2年と減少しているものの¹⁵、依然として高い水準にあることのほか、婚姻費用分担事件が増加傾向にあることが挙げられる（婚姻費用分担事件の新受件数（審判＋調停）は、平成 23 年には 1 万 7848 件であったが、令和 2 年には 2 万 6229 件である¹⁶。）。すなわち、婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と調停期日が並行して重ねられることが多いが、別居後の生活基盤に関わる婚姻費用分担事件の解決が優先されることで、夫婦関係調整調停事件において離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅くなりがちになったり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、全体として審理が長引く事情もあるのではないかと考えられる¹⁷。

【図21】 終局区分別事件割合の推移（婚姻関係事件）

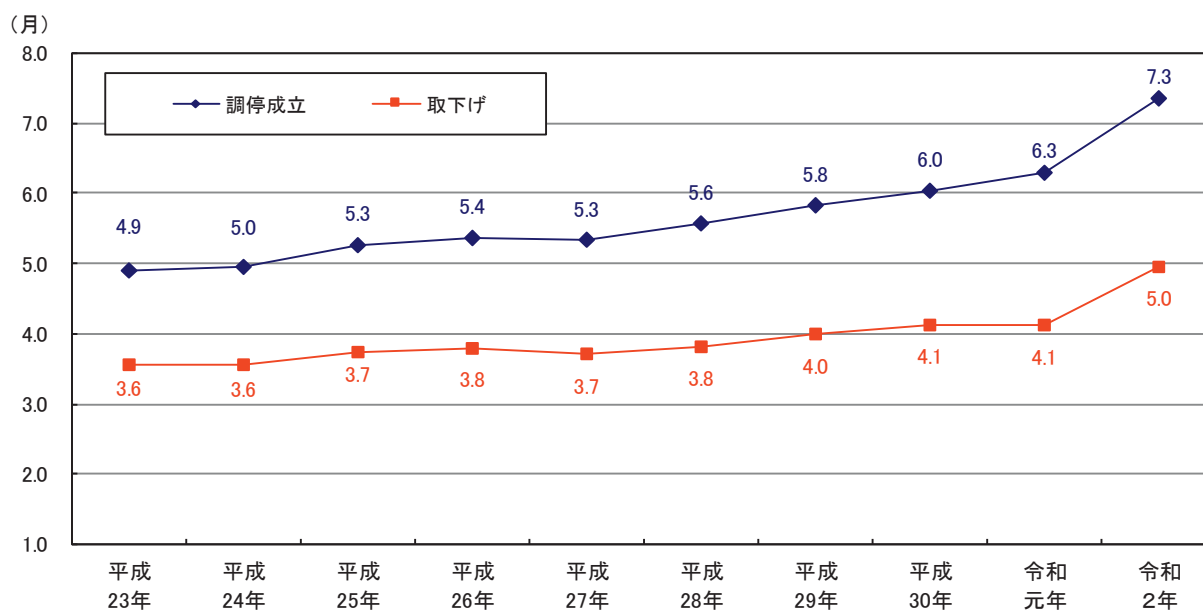


¹⁵ 令和2年の調停成立で終局した事件の割合の減少について、脚注5参照

¹⁶ 内訳は、平成 23 年において、審判事件 2,826 件、調停事件 1 万 5022 件であり、令和2年において、審判事件 3,581 件、調停事件 2 万 2648 件である。なお、審判の申立てがあっても、多くの場合には、調停に付されて進められているものと思われる。

¹⁷ このような指摘は、第6回の迅速化検証における実情調査においても見られた。

【図22】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 23】のとおりである。調停成立で終局した事件（一般調停事件である夫婦関係調整調停事件）の割合は、前回（54.0%）より減少して49.4%となった¹⁸。調停不成立で終局した事件（夫婦関係調整調停事件），認容又は却下の審判で終局した事件（別表第二審判事件）の割合及び取下げで終局した事件の割合は、前回から大きな変化はない。調停に代わる審判により終局した事件の割合は、前回（3.0%）より増加して5.9%となった¹⁹。（第8回報告書 120 頁【表 23】参照）

【表23】 終局区分別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調停成立	31,149 49.4%
調停不成立	10,004 15.9%
調停をしない	456 0.7%
調停に代わる審判	3,741 5.9%
取下げ	13,215 21.0%
当然終了	186 0.3%
認容	4,028 6.4%
却下	238 0.4%

¹⁸ 脚注5参照

¹⁹ 脚注5参照

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 24】のとおりであり、平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）は、前回とほぼ同様である。一方、平均期日間隔（2.1 月）は前回（1.7 月）よりも長くなっているが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。（第 8 回報告書 120 頁【表 24】参照）。

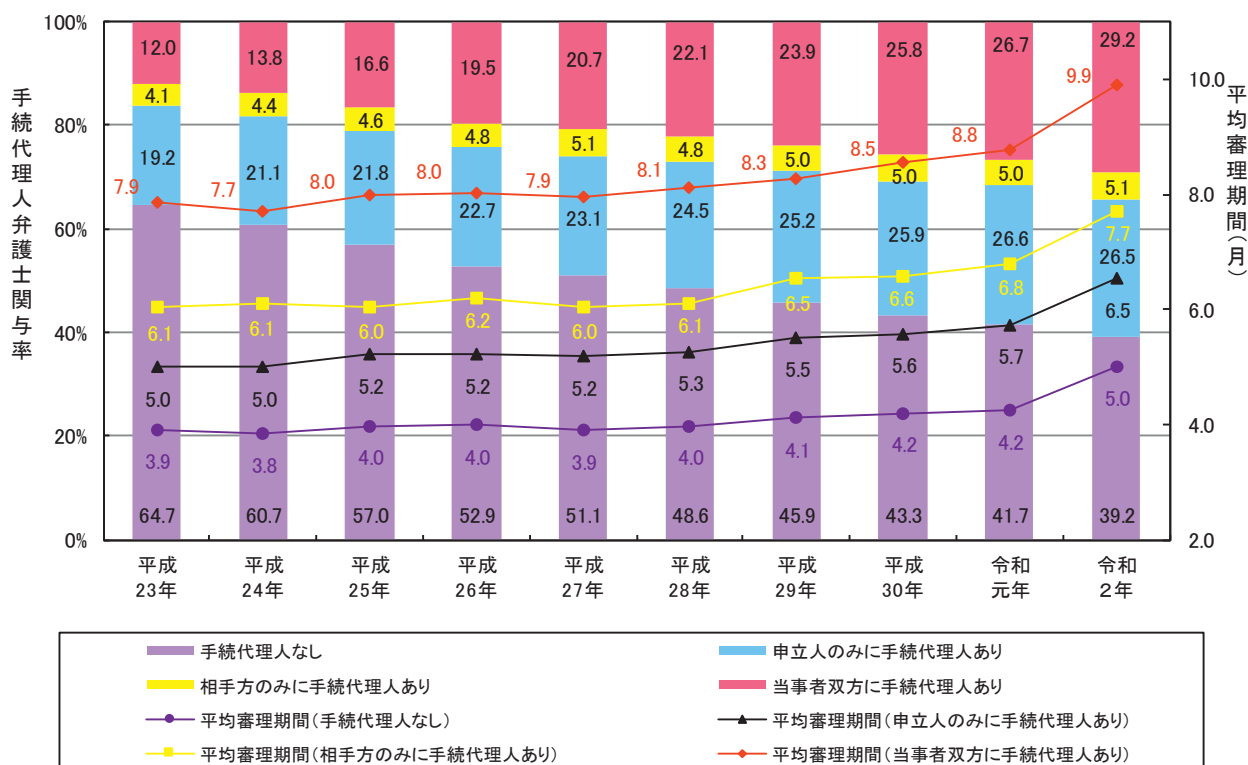
【表24】 平均期日回数及び平均期日間隔
（婚姻関係事件）

事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.3
平均調停期日回数	3.2
平均審判期日回数	0.09
平均期日間隔(月)	2.1

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 25】のとおりであり、ここ数年、手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は増加している（当事者の双方又はいずれか一方に手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は、平成 28 年以降は 5 割を超えている。）。当事者の双方に手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間を上回り、また、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも手続代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を上回ることから、手続代理人弁護士の関与が増えたことと平均審理期間が長期化する傾向にあることは相関しているといえ、手続代理人弁護士関与率の増加が、事件の困難化傾向を示唆しているものとも考えられる。

【図25】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移（婚姻関係事件）



調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表26】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合（20.9％）は、前回（22.1％）よりわずかに減少した（第8回報告書121頁【表26】参照）。事件別の調査命令の有無別の事件割合を見ると、令和2年の婚姻費用分担事件で調査命令のあった事件の割合（10.7％）は、平成30年（13.1％）より2.4％減少している一方、令和2年の夫婦関係調整調停事件で調査命令のあった事件の割合（28.1％）は、平成30年（28.2％）とほぼ同様である。

【表26】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（婚姻関係事件）

調査命令	あり	13,167 20.9%
	なし	49,850 79.1%

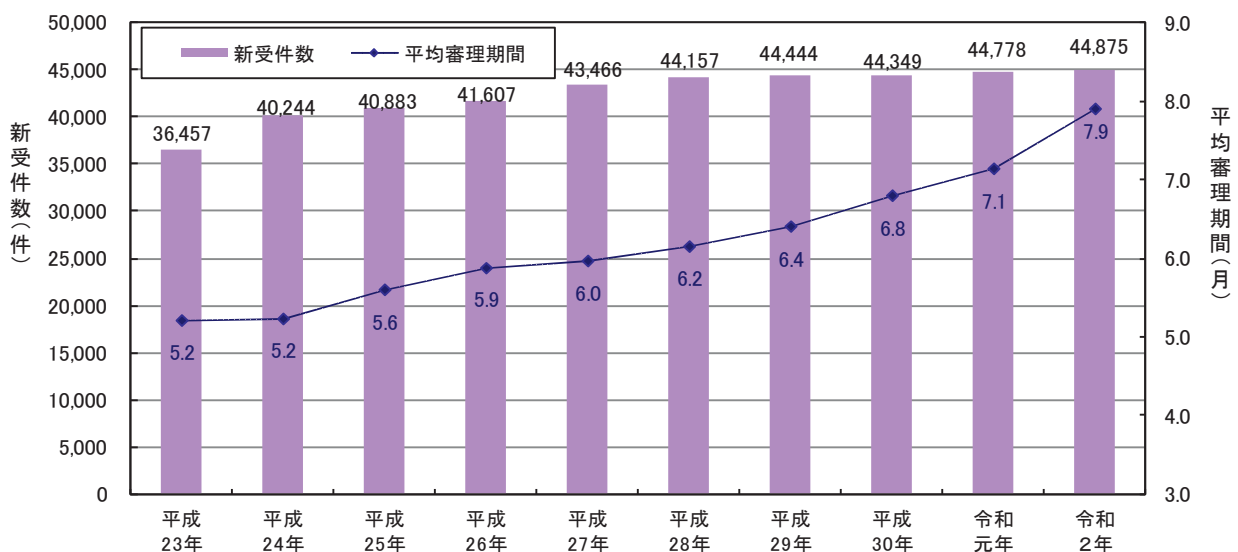
1. 2. 3 子の監護事件²⁰

前回から引き続き、新受件数（審判＋調停）はおおむね増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にある。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡し各事件が最近増加傾向にあることが挙げられることは、前回と同様である。なお、令和2年は、前年と比較して、養育費請求事件等の平均審理期間が大幅に長期化しており、その他の子の監護事件についても、新受件数がわずかに減少した一方で、平均審理期間は長期化している。平均審理期間の長期化に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回（59.9%）から減少して50.7%となった。平均期日回数は前回と変わらなかった一方で、平均期日間隔は、前回（1.8月）より長くなって2.2月となった。審理期間及び期日間隔が令和2年に前回より長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（4.4%）より増加して5.7%となったほか、調査命令のあった事件の割合は、前回（45.6%）より減少して44.1%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図27】のとおりである。

【図27】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（子の監護事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

²⁰ 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

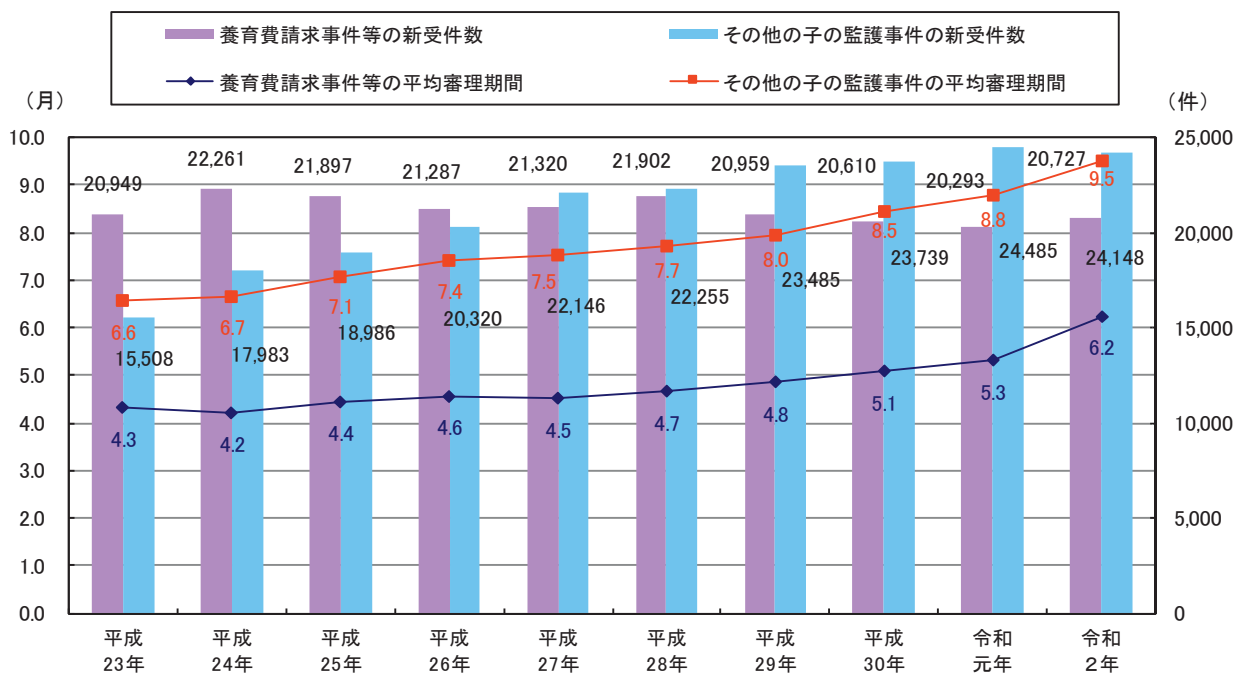
新受件数は、平成 30 年は若干減少したものの、平成 23 年以降、おおむね増加傾向にあり、令和 2 年は 4 万 4875 件となった。平均審理期間は、一貫して長期化傾向が続いており、【表 28】にもあるように、令和 2 年は 7.9 月となった。

【表 28】 既済件数及び平均審理期間
(子の監護事件)

既済件数	32,911
平均審理期間(月)	7.9

上記のような長期化傾向の理由としては、【図 29】のとおり、ここ数年間、養育費請求事件等の新受件数が高止まり状態にある一方で、養育費請求事件等よりも相対的に審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件を合わせたその他の子の監護事件の新受件数が大幅な増加傾向にあることが挙げられる（【図 29】のとおり、平成 23 年から令和元年までの間、養育費請求事件等の平均審理期間は 4.3 月から 5.3 月の間で推移しているが、その他の子の監護事件の平均審理期間は 6.6 月から 8.8 月へとより顕著な長期化傾向を示している。なお、養育費請求事件等、その他の子の監護事件のいずれにおいても、平均審理期間が令和 2 年に前年と比較して大きく長期化しているが、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。）。

【図 29】 子の監護事件に係る類型別の新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 30】のとおりであり、前述した審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（59.9%）より減少して50.7%となった一方、1年を超える事件の割合は、前回（12.49%）より増加して17.1%となった（第8回報告書123頁【表30】参照）。

【表30】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

6月以内	16,692 50.7%
6月超1年以内	10,594 32.2%
1年超2年以内	5,050 15.3%
2年超3年以内	523 1.6%
3年を超える	52 0.2%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 31】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合が前回（55.4%）より減少して52.8%となった²¹。一方で、認容又は却下の審判で終局した割合は、前回（13.9%）より若干増加して14.5%となり、調停に代わる審判で終局した事件の割合も、前回（4.4%）より増加して5.7%となった²²。（第8回報告書124頁【表31】参照）

【表31】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

調停成立	17,385 52.8%
調停をしない	420 1.3%
調停に代わる審判	1,885 5.7%
取下げ	8,326 25.3%
当然終了	116 0.4%
認容	3,399 10.3%
却下	1,380 4.2%

²¹ 脚注5参照

²² 脚注5参照

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 32】のとおりであり、平均期日回数（3.7 回）（そのほとんどが調停期日である。）は前回と変わらなかった。一方、平均期日間隔（2.2 月）は前回（1.8 月）よりも長くなっているが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。（第 8 回報告書 124 頁【表 32】参照）。

【表32】 平均期日回数及び平均期日間隔
（子の監護事件）

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	3.7
平均調停期日回数	3.1
平均審判期日回数	0.5
平均期日間隔(月)	2.2

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 33】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（45.6%）より 1.5%減少して 44.1%となっているが、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲 V. 1. 2. 1【表 16】，前掲 V. 1. 2. 2【表 26】，第 8 回報告書 124 頁【表 33】参照）。

【表33】 調査命令の有無別の既済件数
及び事件割合（子の監護事件）

調査命令	あり	14,506 44.1%
	なし	18,405 55.9%

2 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数（8,568件）は前回（9,272件）より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている。審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が、長期的に見て増加傾向にあるほか、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており、その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることは、前回と変わらない。平均審理期間の長期化に伴い、1年を超える事件の割合が前回（43.66%）より増加して48.17%になったが、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについては、前回から大きな変化は見られない。また、平均期日回数が前回（7.6回）よりも若干減少して7.4回になった一方で、平均期日間隔は前回（1.7月）よりも長くなって1.9月となった。審理期間及び期日間隔が令和2年に前回より長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

判決で終局した事件の割合は前回とほぼ同様であったが、和解は前回（45.1%）より減少して38.9%となった一方で、取下げが前回（12.3%）より増加して18.5%となった。

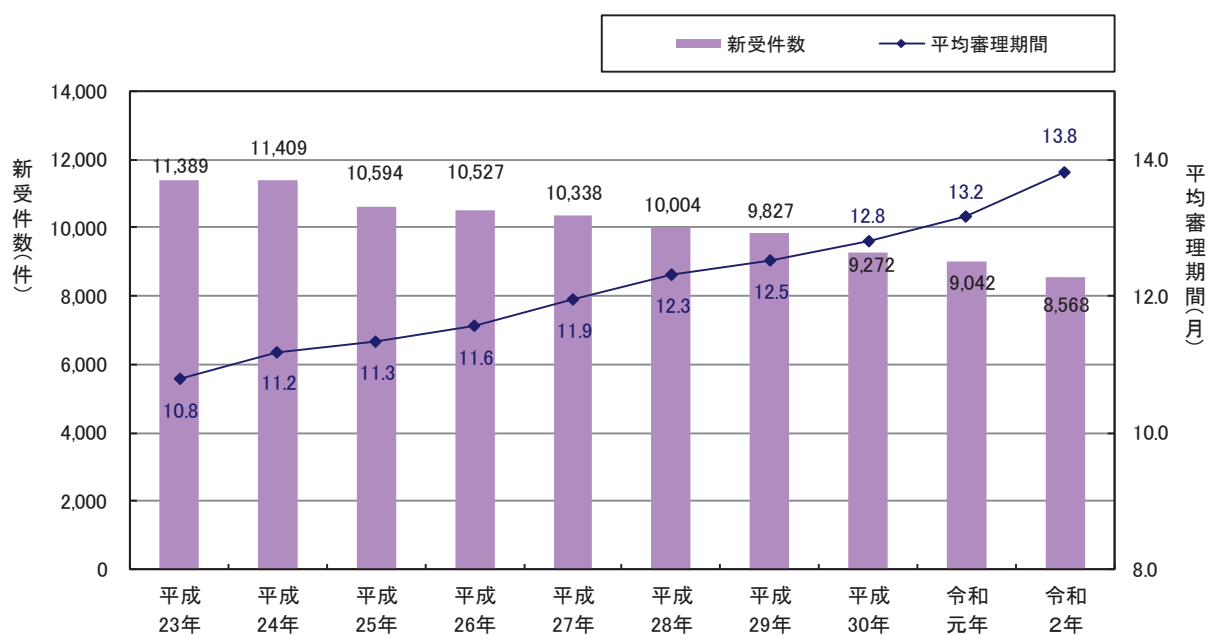
2. 1 人事訴訟事件の概況

○ 事件数及び平均審理期間

人事訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

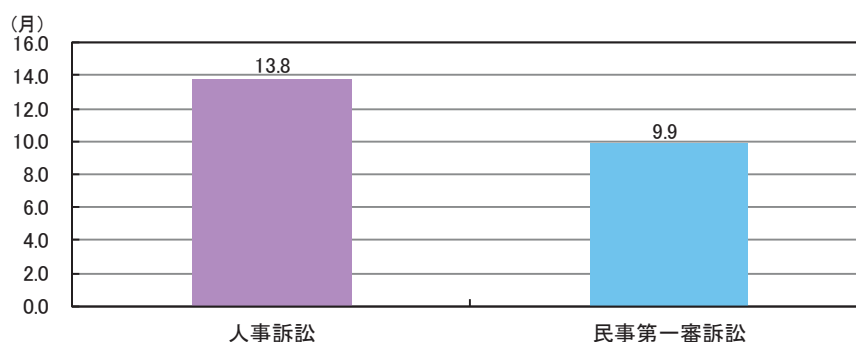
新受件数は、平成24年に1万1409件と最も多くなったが、その後は減少傾向が続いており、令和2年（8,568件）も、前回（9,272件）より減少している。一方、平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)



平均審理期間は【図2】のとおりであり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて、長くなっている(第8回報告書130頁【図2】参照)。

【図2】 平均審理期間(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

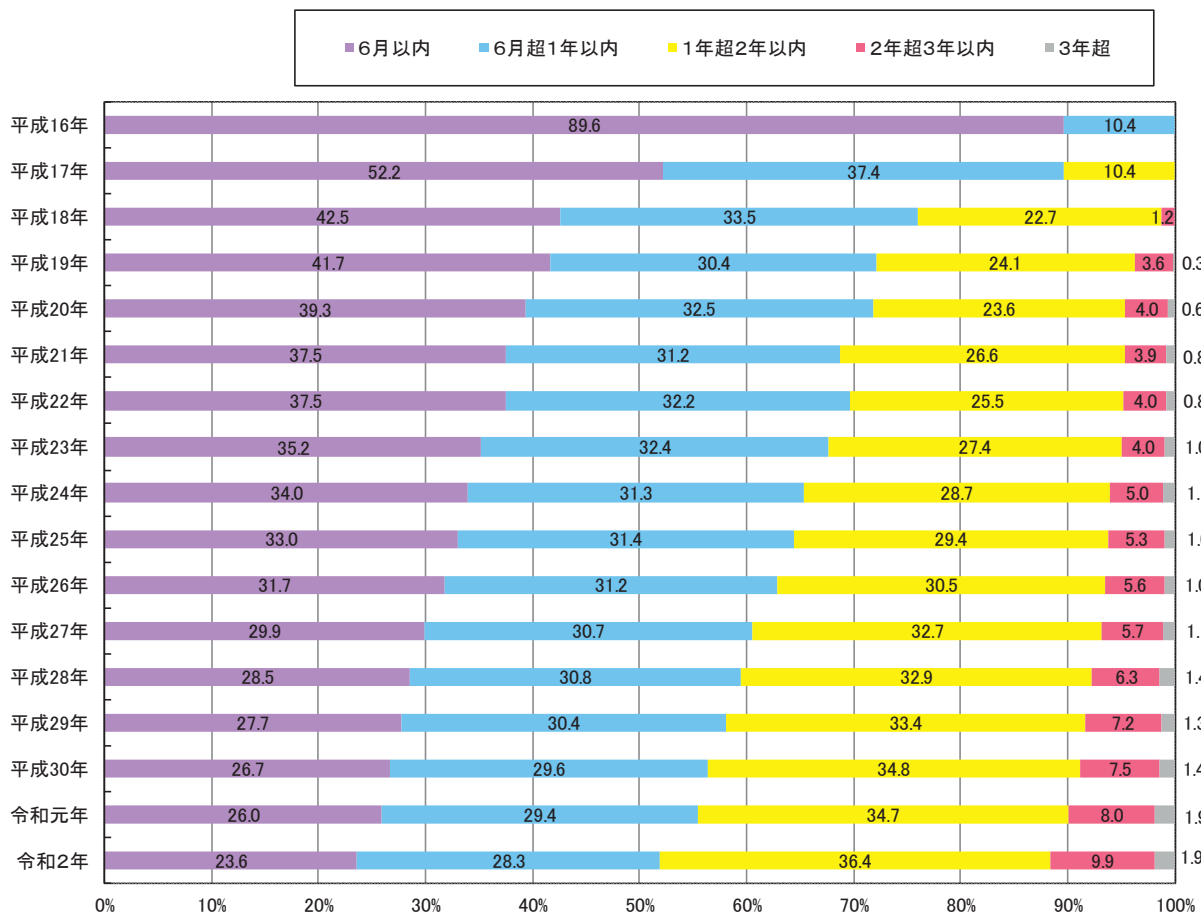
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（26.7%）より減少して23.6%となった一方、1年を超える事件の割合は、前回（43.66%）より4.51%増加して48.17%（3,924件）となった。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べ、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い点が特徴である。（第8回報告書130頁【表3】参照）

既済事件の審理期間別事件割合の推移は、【図4】のとおりであり、審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1年を超える事件の割合は増加傾向にある。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	8,157	122,749
平均審理期間(月)	13.8	9.9
6月以内	1,928 23.6%	62,352 50.8%
6月超1年以内	2,305 28.3%	27,128 22.1%
1年超2年以内	2,968 36.4%	23,697 19.3%
2年超3年以内	805 9.9%	6,694 5.5%
3年超5年以内	145 1.8%	2,544 2.1%
5年を超える	6 0.07%	334 0.3%

【図4】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(人事訴訟)



○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表5】のとおりである。判決（39.8%）は前回（39.9%）とほぼ同様であったが、和解（38.9%）は前回（45.1%）より減少した一方で、取下げ（18.5%）が前回（12.3%）より増加した¹。なお、判決で終局した事件のうち対席判決による割合（67.6%）は、前回（69.5%）より1.9%減少しているが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準を維持している。（第8回報告書131頁【表4】参照）

【表5】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
判決	3,243 39.8%	53,084 43.2%
うち対席(%は判決に対する割合)	2,191 67.6%	28,747 54.2%
和解	3,171 38.9%	43,364 35.3%
取下げ	1,513 18.5%	22,372 18.2%
それ以外	230 2.8%	3,929 3.2%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は、【表6】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べて、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（6割を上回っている。）、本人による事件の割合が低いことは、前回とほぼ同じである（第8回報告書131頁【表5】参照）。

【表6】 訴訟代理人の選任状況
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	5,333 65.4%	54,625 44.5%
原告側のみ訴訟代理人	2,549 31.2%	54,796 44.6%
被告側のみ訴訟代理人	112 1.4%	3,439 2.8%
本人による	163 2.0%	9,889 8.1%

○ 審理の状況

平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔は【表7】のとおりである。平均口頭弁論期日回数は前回と変わらなかったが、平均争点整理期日回数（5.2回）が前回（5.3回）より若干減少したことにより、平均期日回数は前回（7.6回）よりも若干減少し、7.4回となっている。平均期日間隔については、前回（1.7月）より若干増加して、1.9月となっている。（第8回報告書131頁【表6】参照）

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	7.4	4.7
うち平均口頭弁論期日回数	2.2	1.7
うち平均争点整理期日回数	5.2	3.0
平均期日間隔(月)	1.9	2.1

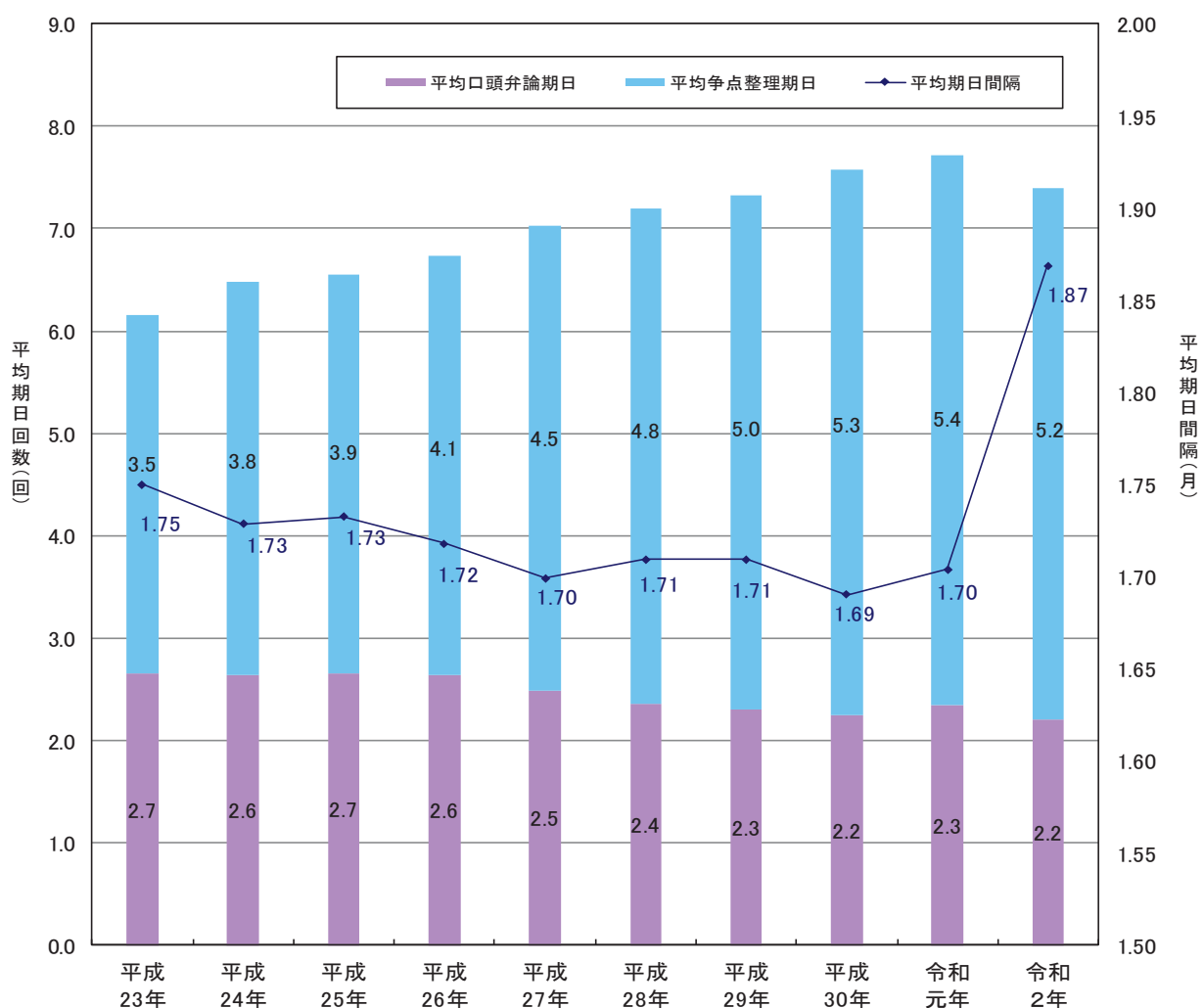
※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図8】のとおりである。平均期日回数については、平均口頭弁論期日回数が長期的に見

¹ 和解で終局した事件割合が減少した一方で、取下げで終局した事件割合が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外出(裁判所への出頭)による感染リスクを懸念して訴えをいったん取り下げる当事者が増加したことも一因ではないかと推測される。

てわずかに減少傾向にあるのに対し、平均争点整理期日回数は、平成23年以降令和元年まで一貫して長期化傾向にあり、それに伴い全体の平均期日回数も長期化傾向にあったが、令和2年には、前年と比較して、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数のいずれも減少している。平均期日間隔については、平成23年以降令和元年までは、わずかに減少傾向にあったが、令和2年に前年よりも長期化している。令和2年に、前年と比較して、平均期日回数が減少した一方で平均期日間隔が長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図8】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(人事訴訟)



※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表9】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回（68.6％）より1.5％減少して67.1％であり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準にある（第8回報告書132頁【表7】参照）。

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		人事訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	5,470	52,814
	実施率	67.1%	43.0%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表10】のとおりである。人証調べ実施率（37.3％）は前回（39.7％）より減少したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向が続いていることは前回と同様である（第8回報告書132頁【表8】参照）。こうした傾向には、当事者間に争いのない事実についても証明が必要であること（人事訴訟法19条1項）や、婚姻生活中の事実関係について証明力の高い書証が少ないことが影響しているものと思われる。

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	37.3%	12.4%
平均人証数	0.7	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.9	2.7

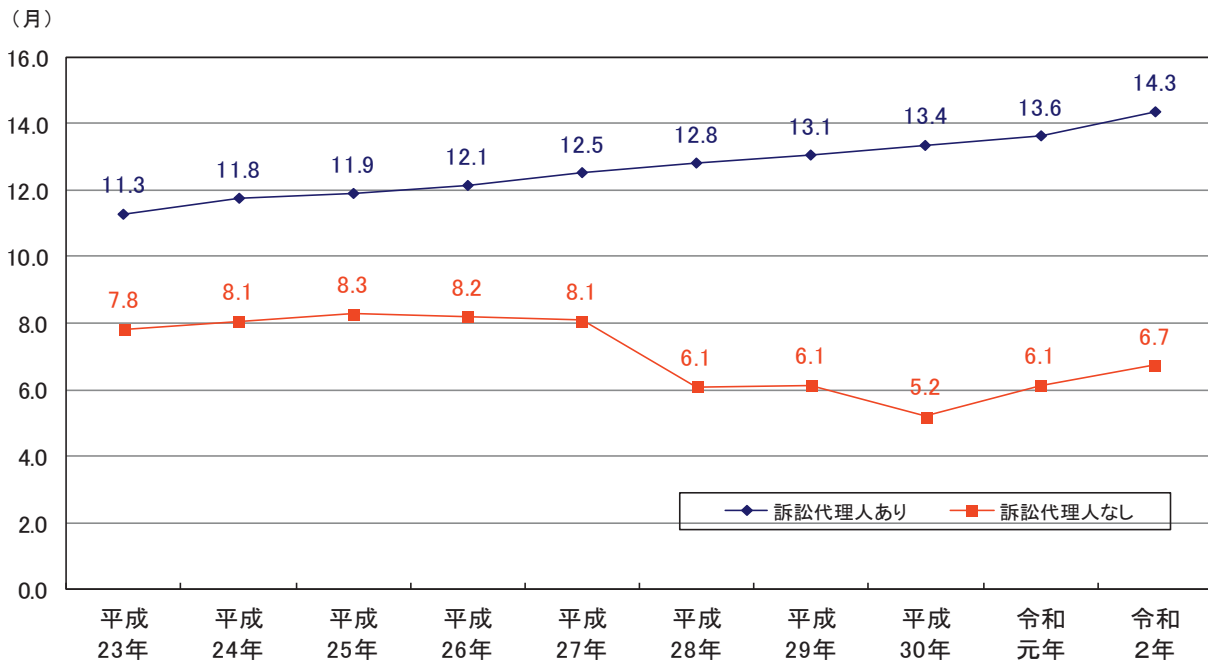
なお、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間は【表11】のとおりであり、平均審理期間（17.3月）は前回（15.8月）よりも増加している一方で、平均人証調べ期間は前回と変わっていない（第8回報告書132頁【表9】参照）。平均審理期間は、民事第一審訴訟事件（全体）の22.0月（前掲Ⅲ．1．1【表18】）と比べると短い。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（人事訴訟）

平均審理期間（月）	17.3
平均人証調べ期間（月）	0.2

離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士との関与の有無別の平均審理期間の推移は【図12】のとおりであり、当事者の双方又はいずれか一方に訴訟代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも訴訟代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を上回っており、ここ数年は、おおむね8か月ほど長くなる傾向が見られる。

【図12】 離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士との関与の有無別の平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況は【表13】のとおりである。

【表13】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況
(人事訴訟)

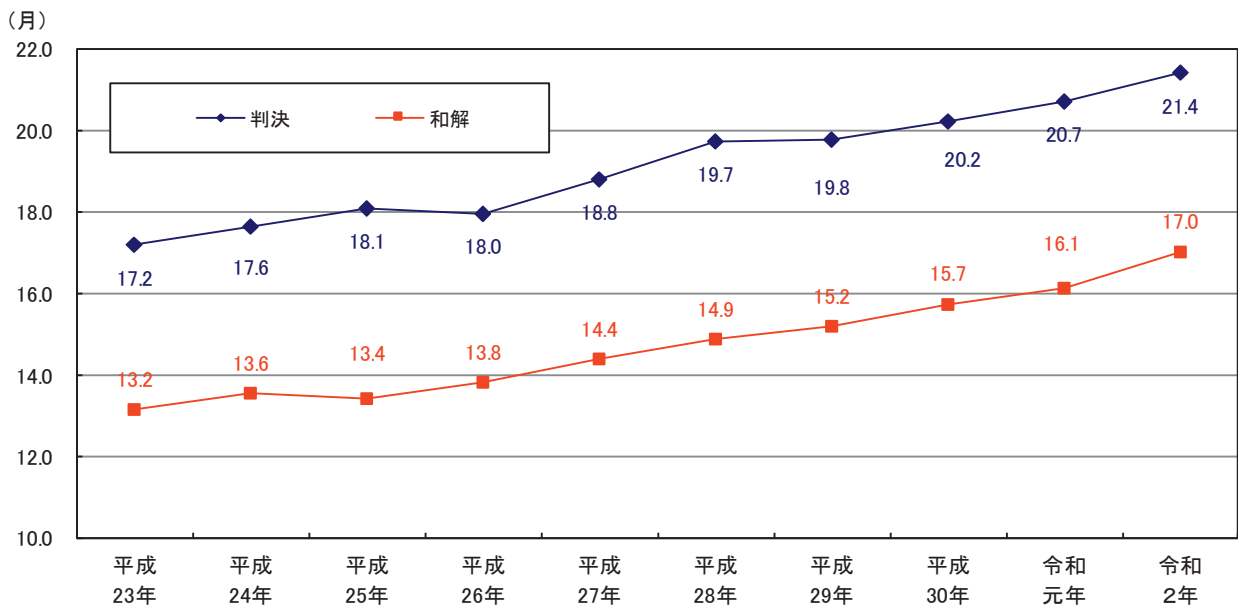
		離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
			あり	なし	あり	なし	
既済件数		7,268	4,464	2,804	2,713	4,555	889
平均審理期間(月)		14.2	14.5	13.7	17.7	12.1	10.5
平均期日回数		7.7	8.0	7.2	10.4	6.2	4.6
平均期日間隔(月)		1.8	1.8	1.9	1.7	2.0	2.3
争点整理実施率		69.9%	73.1%	64.8%	86.7%	59.9%	43.6%
審理期間	6月以内	1,608 22.1%	911 20.4%	697 24.9%	278 10.2%	1,330 29.2%	320 36.0%
	6月超 1年以内	2,004 27.6%	1,220 27.3%	784 28.0%	580 21.4%	1,424 31.3%	301 33.9%
	1年超 2年以内	2,748 37.8%	1,762 39.5%	986 35.2%	1,298 47.8%	1,450 31.8%	220 24.7%
	2年超 3年以内	762 10.5%	484 10.8%	278 9.9%	466 17.2%	296 6.5%	43 4.8%
	3年超 5年以内	140 1.9%	83 1.9%	57 2.0%	88 3.2%	52 1.1%	5 0.6%
	5年超	6 0.08%	4 0.09%	2 0.1%	3 0.1%	3 0.07%	— —
訴訟代理人の選任状況	当事者双方	4,914 67.6%	3,132 70.2%	1,782 63.6%	2,222 81.9%	2,692 59.1%	419 47.1%
	原告側のみ	2,140 29.4%	1,219 27.3%	921 32.8%	450 16.6%	1,690 37.1%	409 46.0%
	被告側のみ	86 1.2%	52 1.2%	34 1.2%	30 1.1%	56 1.2%	26 2.9%
	本人による	128 1.8%	61 1.4%	67 2.4%	11 0.4%	117 2.6%	35 3.9%
終局区分	判決	2,691 37.0%	1,619 36.3%	1,072 38.2%	838 30.9%	1,853 40.7%	552 62.1%
	和解	3,047 41.9%	1,981 44.4%	1,066 38.0%	1,407 51.9%	1,640 36.0%	124 13.9%
	取下げ	1,334 18.4%	762 17.1%	572 20.4%	409 15.1%	925 20.3%	179 20.1%
	それ以外	196 2.7%	102 2.3%	94 3.4%	59 2.2%	137 3.0%	34 3.8%

離婚の訴えのうち財産分与の申立てがある事件（以下「財産分与の申立てがある離婚事件」という。）の平均審理期間がそれ以外の事件より長くなっていることは、前回と変わらない。財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の事件割合について見ると、和解で終局した事件の割合が前回（60.5%）より8.6%減少して51.9%となった一方、判決で終局した事件の割合が前回（29.3%）より1.6%増加して30.9%となり、取下げで終局した事件の割合が前回（8.2%）より6.9%増加して15.1%となっている²。（第8回報告書133頁【表10】参照）

なお、財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の平均審理期間は、【図14】のとおり、判決による場合の方が和解による場合よりおおむね4か月程度長くなる傾向が見られる。

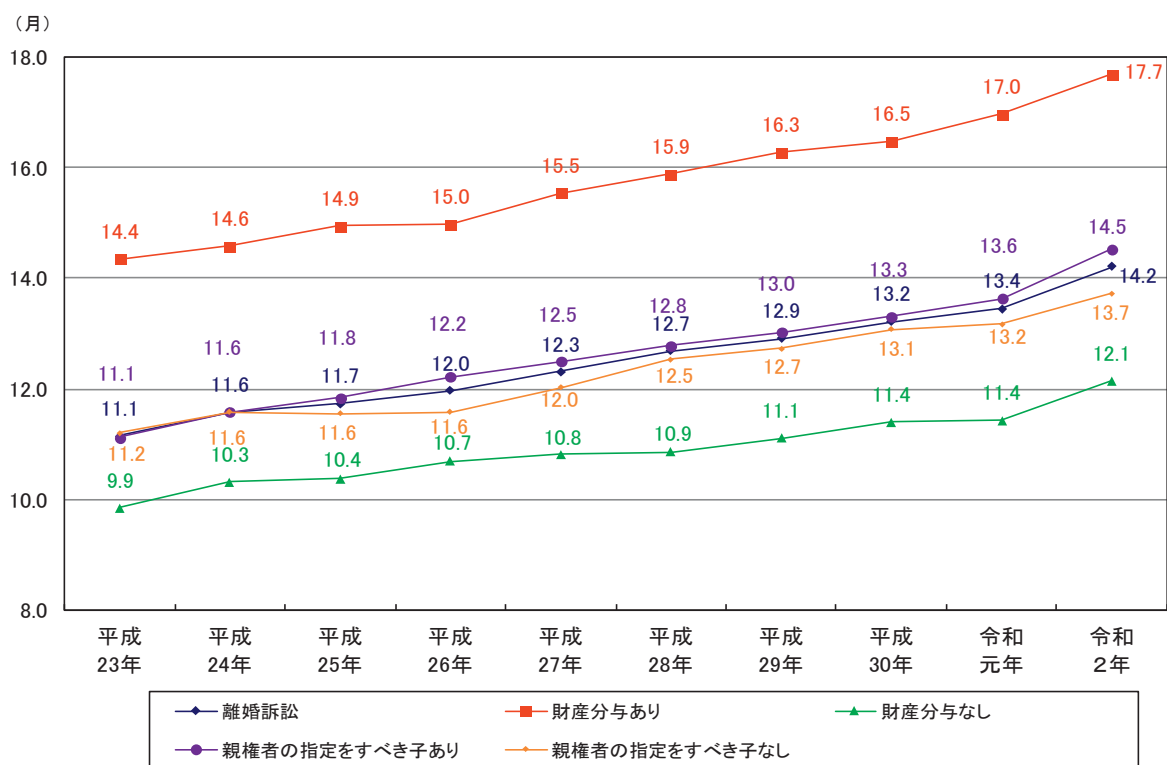
² 脚注1参照

【図14】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける終局区分別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移は、【図15】のとおりである。離婚の訴えのうち親権者の指定をすべき子がいる事件（以下「親権者の指定をすべき子がいる離婚事件」という。）の平均審理期間は、ここ数年、親権者の指定をすべき子がない離婚事件の平均審理期間を上回っているが、その差は1か月に満たず、それほど大きくはないのに対し、財産分与の申立てがある離婚事件の平均審理期間は、同申立てがない離婚事件の平均審理期間を一貫して上回っており、ここ数年は、おおむね5か月ほど長くなる傾向が見られる。

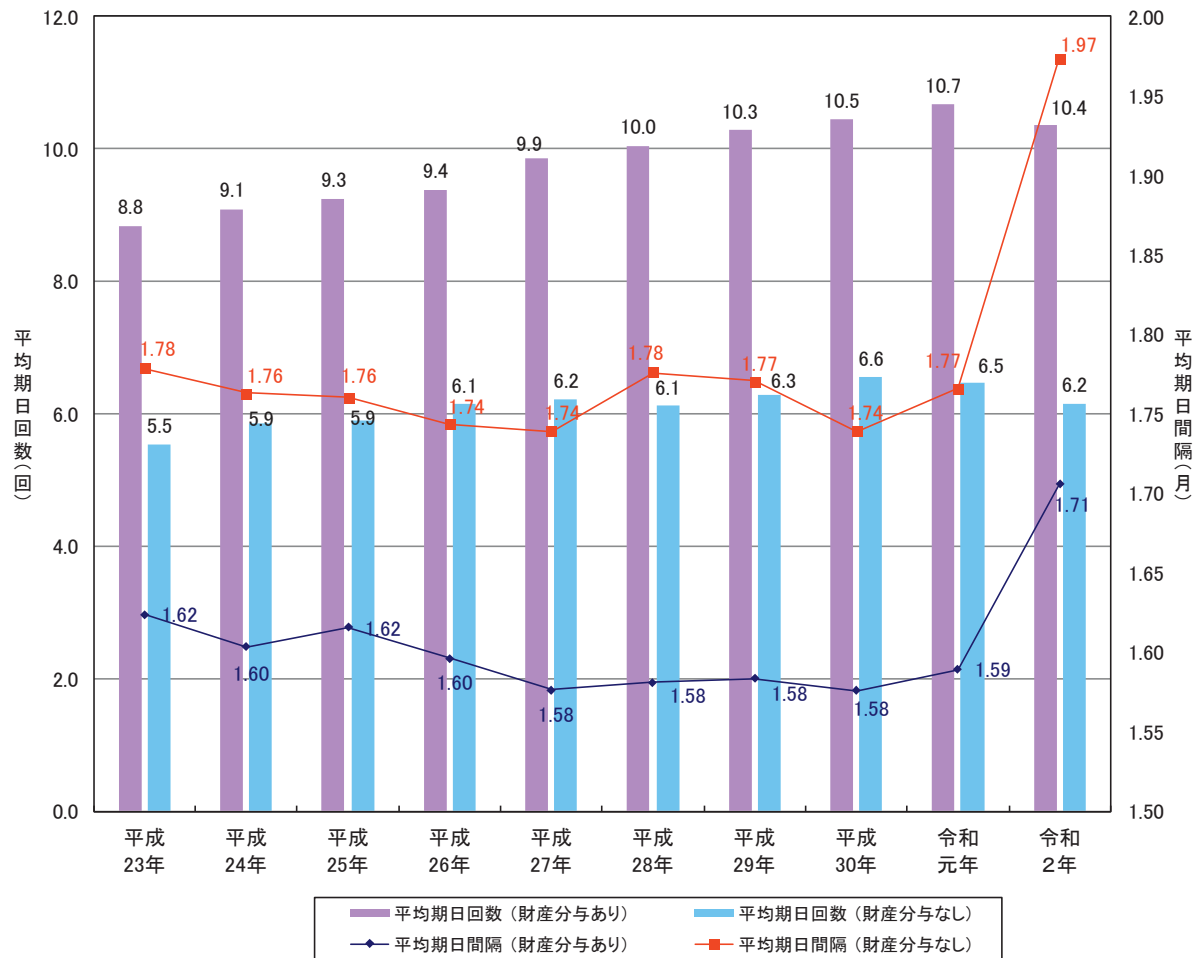
【図15】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図16】のとおりであり、平均期日回数については、財産分与の申立てがある離婚事件が同申立てがない離婚事件を上回っており、ここ数年は、おおむね4回ほど多くなる傾向が見られるのに対し、平均期日間隔については、財産分与の申立てがある離婚事件の方が同申立てがない離婚事件よりも短く、ここ数年は、おおむね0.2か月ほど短くなる傾向が見られる³。

³ 財産分与の申立てがある事件の方が同申立てがない事件よりも平均期日間隔が短い傾向にある理由としては、同申立てのある事件は、同申立てのない事件よりも、当事者双方に訴訟代理人弁護士が選任されている割合が高いところ（【表13】参照）、訴訟代理人弁護士が選任されていない場合には、同弁護士が選任されている場合よりも、期日間における準備に時間がかかることも一因ではないかと推測される。

【図16】 離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移



※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

○ 上訴に関する状況

上訴率⁴及び上訴事件割合⁵は【図17】のとおりである。民事第一審訴訟事件に比べ、いずれも高水準である。

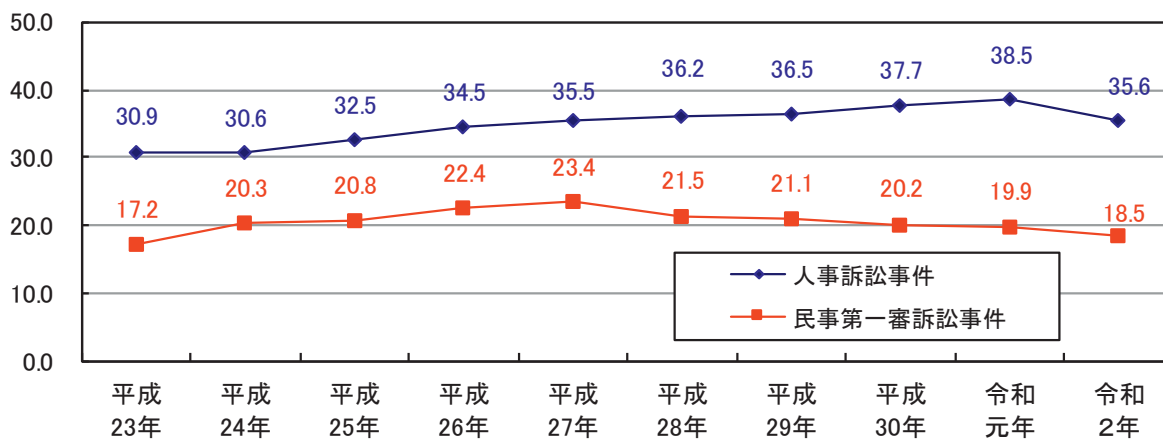
⁴ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

⁵ 上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

【図17】 上訴率及び上訴事件割合の推移
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

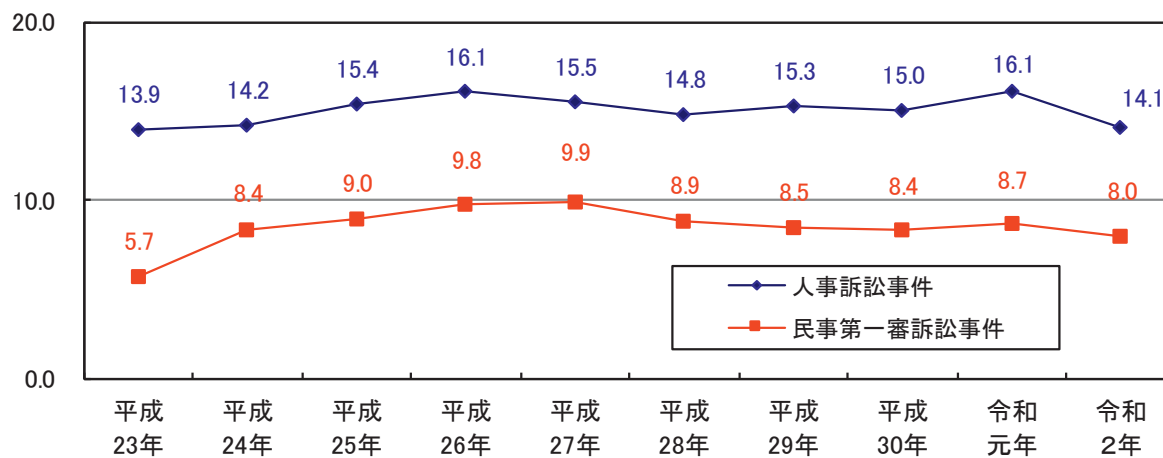
〈上訴率〉

(%)



〈上訴事件割合〉

(%)

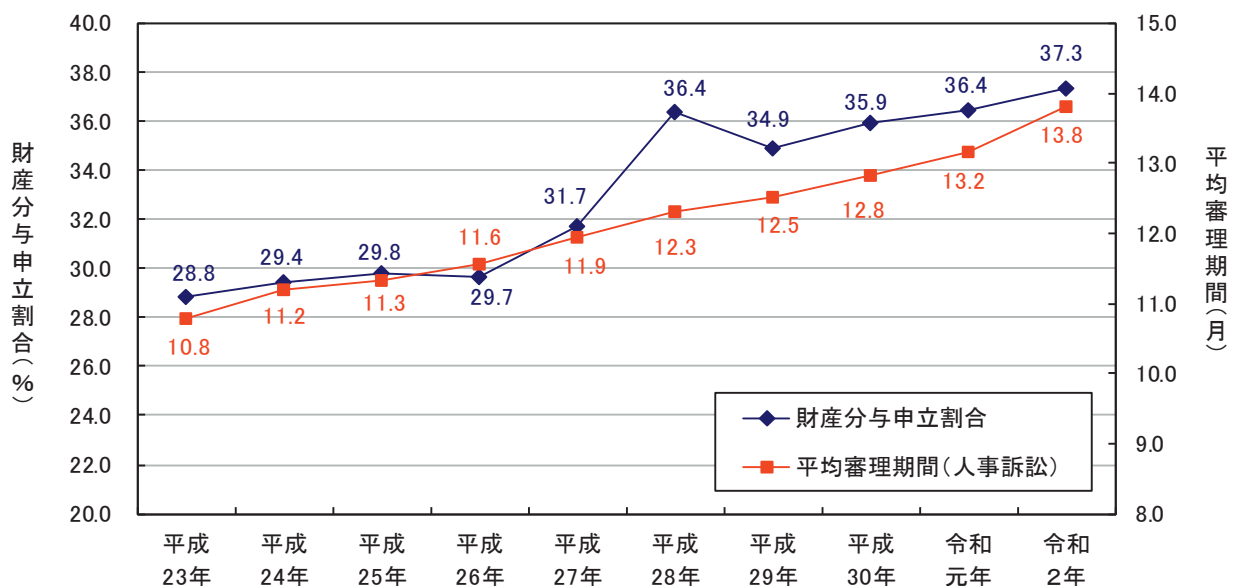


2. 2 審理期間の長期化傾向に関する分析

【図18】からは、既済事件に占める財産分与の申立てがある離婚事件の割合が長期的に増加傾向にあることとおおむね対応する形で、人事訴訟の平均審理期間が長期化する傾向にあることが読み取れることから、財産分与の申立てがある離婚事件の増加が人事訴訟全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。この人事訴訟の平均審理期間の長期化に関しては、財産分与の申立てがある離婚事件について、資料収集をめぐって審理が難航しがちであることのほか、離婚原因について、必ずしも事案の結論には結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等が指摘されている。財産分与の申立てがある離婚事件の割合については、今後も推移を見ていく必要があろう。また、この財産分与の申立てがある離婚事件については、【表6】、【表13】及び【図19】のとおり、訴訟代理人が選任された事件の割合が人事訴訟全体と比べても高く、かつ増加傾向にあり、事件の困難化傾向を示唆しているとも考えられる。

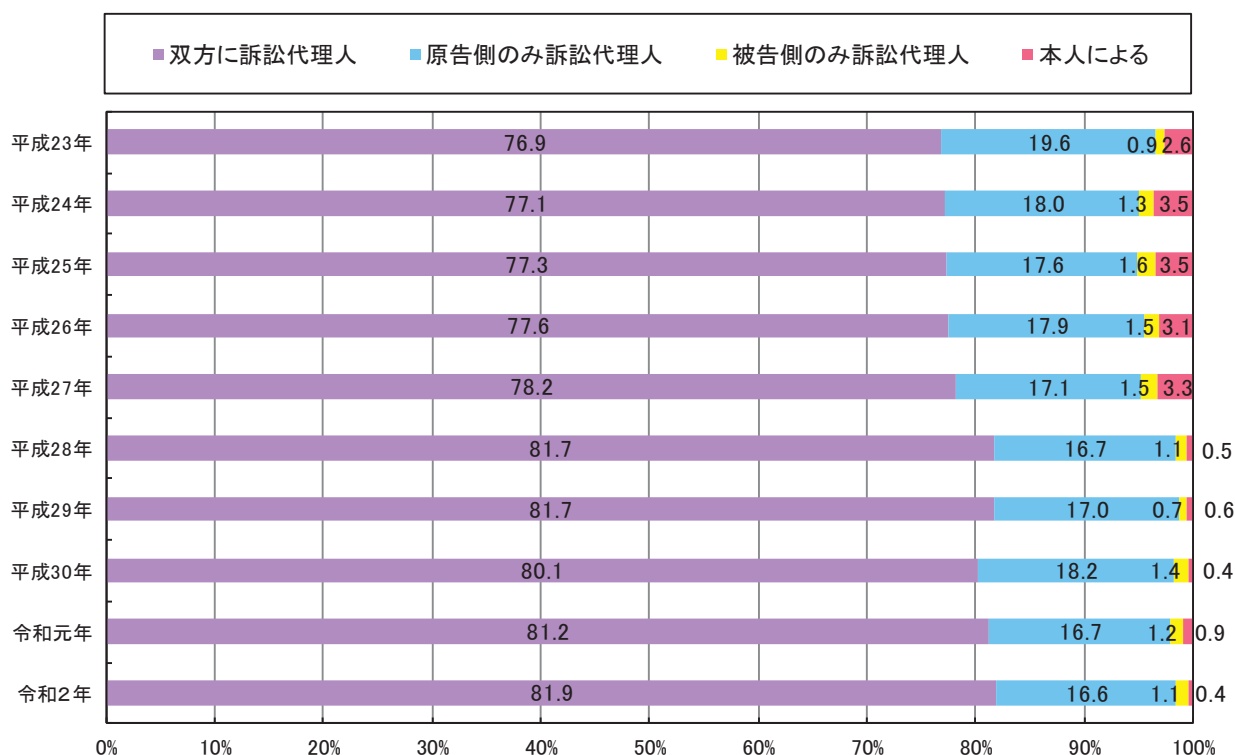
人事訴訟において、いわゆる欠席判決により終局する場合⁶でも証拠調べが必要であることが、民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が長くなる要因の一つであるとの指摘（第3回報告書分析編35頁、第5回報告書概況編66頁）についても、前提事情の変更はうかがわれない。

【図18】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



⁶ ここでいう欠席判決とは、適式な呼出し(公示送達による呼出しを含む。)がされたが、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合にされる判決という意味である。

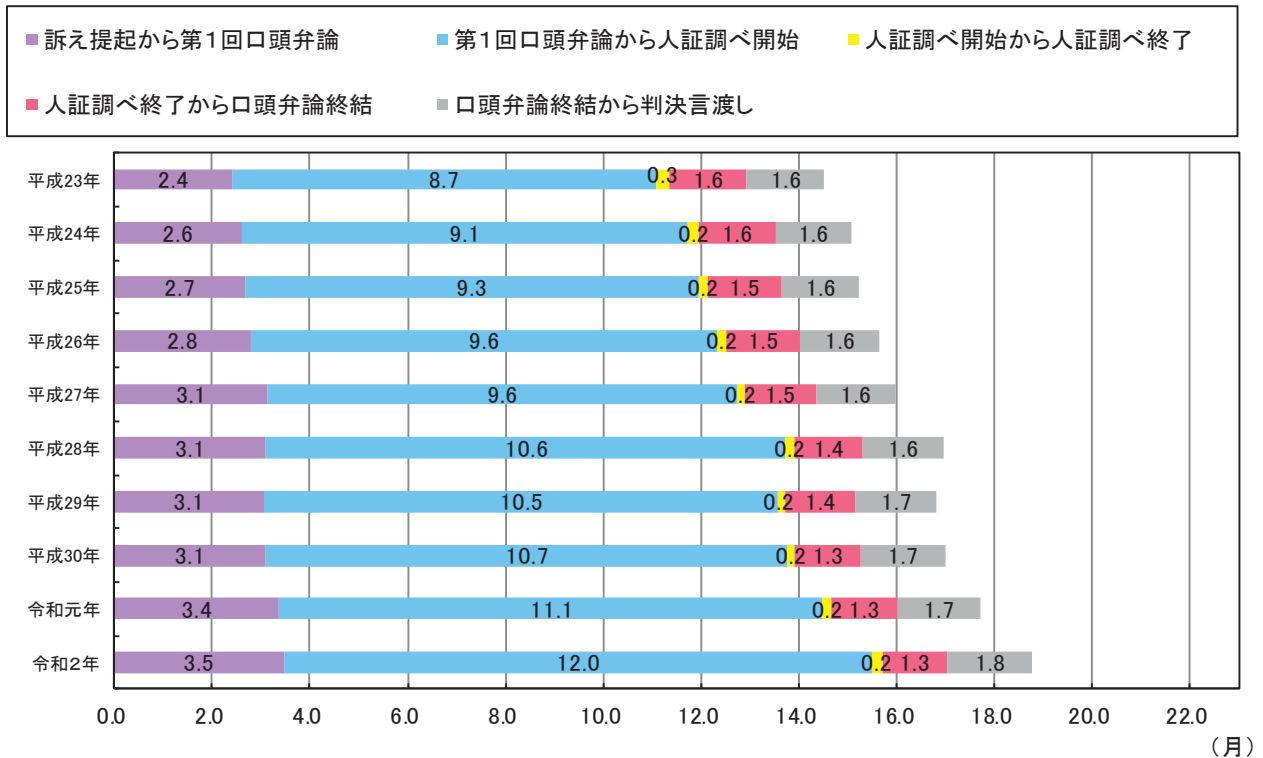
【図19】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける訴訟代理人選任状況の推移(人事訴訟)



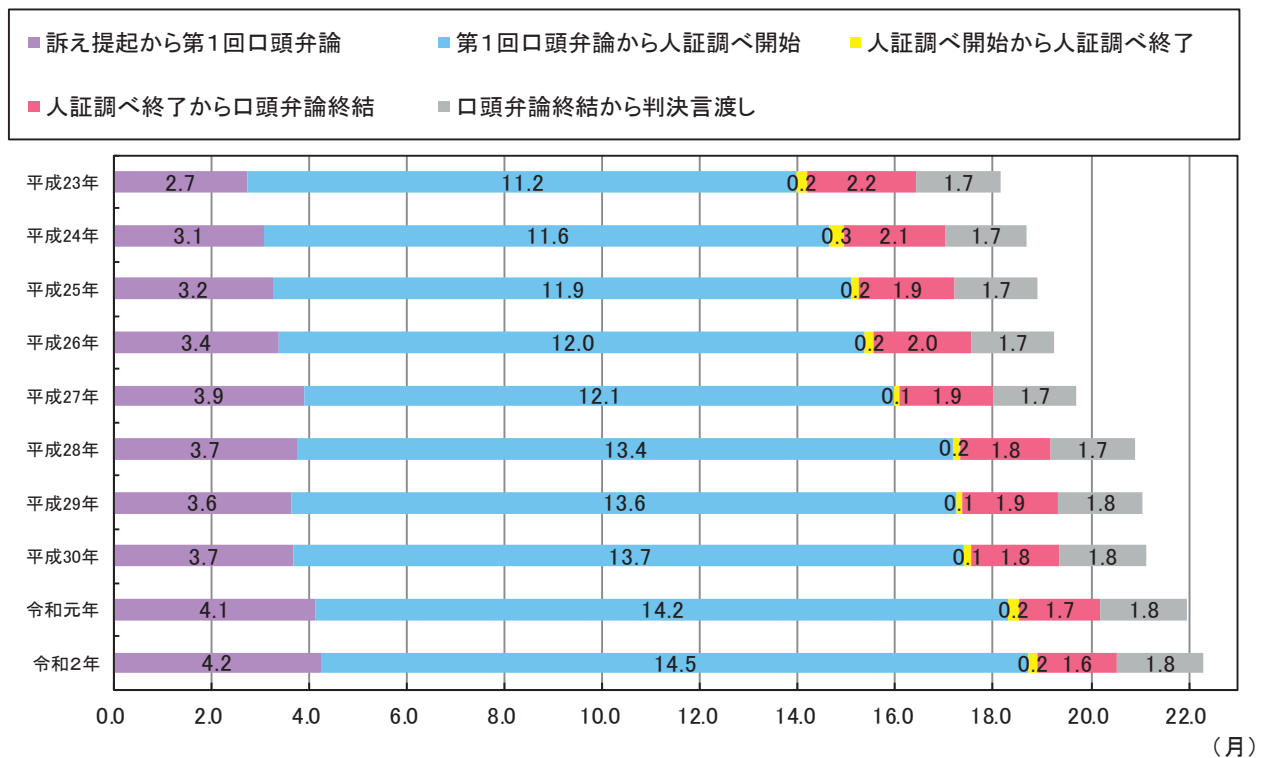
また、【図20①】及び【図20②】のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（全体及び財産分与の申立てがある離婚事件の双方）において、合計の平均審理期間の長期化が、主として、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間、すなわち争点整理に費やされる期間の長期化によって生じていることが読み取れる。

人事訴訟におけるこうした争点整理期間の長期化に関しては、従前から、例えば、財産分与の申立てがある離婚事件については、対象財産に係る資料を保有する側において、感情的反発等の理由からその提出を拒否するために、反対当事者が多数の調査嘱託の申立てを行ったり、基準時（別居時）の前後における預金の無断引き出し等に関し、預金取引履歴の開示範囲をめぐる当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐる審理が難航しがちであること、また、離婚原因については、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法770条1項5号）が抽象的な要件であることもあって、感情的な思い入れの強い当事者間で、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等の指摘がされていたが（第6回報告書187頁）、この点についても大幅な事情の変更はうかがわれない。

【図20①】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
(人事訴訟)



【図20②】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移(人事訴訟)



3 家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

家事調停事件については、各庁において評議を通じた裁判官関与の充実の取組等が行われているものの、遺産分割以外の事件に関する平均審理期間はやや長期化の傾向にある。また、人事訴訟事件に関する平均審理期間は、おおむね一貫して長期化傾向にある。

こうした状況を踏まえ、第8回報告書においては、調停委員会内部における認識共有の更なる浸透を前提に、調停委員会と当事者との間の認識共有を更に深めるための取組を引き続き進めるとともに、調停委員会と当事者との間の認識共有を踏まえ、当事者の自主的紛争解決に向けた意欲を引き出すような働き掛けの在り方という視点が重要になるとの課題や、人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進めるために、効果的な取組を共有するなど横断的な取組が重要であり、そうした取組を調停委員との間でも共有していくことが必要になるという課題等が指摘されたところである。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、家庭裁判所の裁判事務にも影響を与えており、特に、小規模の室内で当事者と対面し比較的長時間にわたり事情を聴取することが多い調停手続は、家事事件の中でも、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う生活様式の変化の影響やそれによる制約を大きく受ける事件類型であると想定される。

そこで、今回の検証では、令和2年11月に、中規模庁1庁及び同庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を実施し¹、①新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務（事件動向、事件処理状況等）に与える影響と裁判所における対応、②上記のとおり、裁判官関与を充実させる取組が浸透しつつある中で、いわばフロントラインに立って、当事者から事情を聴取し働き掛けを行う役割を担っている調停委員による調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題、③長期化の続く人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題を中心として、裁判官、調停委員、弁護士から忌憚のない意見を聴取した。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応

裁判所の側から、緊急事態宣言の発令に伴い、特に緊急を要する事件を除き、基本的に調停期日は取り消したが、保全事件や婚姻費用分担・養育費事件等の緊急性が高いと思われる事件については、裁判官から手続代理人に連絡をして進行について相談したり、期日が取り消され手続が進められない期間においても、手続代理人に予定されていた書面の提出を電話で依頼するなど、手続が止まらないように工夫をしていた。緊急事態解除宣言後は、調停事件に関し、婚姻費用分担・養育費事件を優先に期日調整を行い、その他の事件については、基本的に取り消された期日の順番で順次手続を再開していったとの実情が紹介された。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、家庭裁判所においても、電話会議の活用を含む様々な対策が採られているところ、裁判所の側からは、その例として、調停室や当事者待合室

¹ 実情調査先については、新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応が調査事項になっていることを踏まえ、事件の個別性の影響を受けないよう、一定数の家事調停事件及び人事訴訟事件が係属し、かつ、管内及び周辺地域における新型コロナウイルス感染症の感染者数が一定数に及び、同感染症が事件処理等に具体的な影響を及ぼしていることが想定される規模の庁を選択するとともに、同感染症への対応等に関し令和2年10月に大規模庁である東京家庭裁判所本庁に対して実情調査が実施されたことから、大規模庁以外の家庭裁判所及び同庁に対応する弁護士会を選定した。

の三密を避けるために、一定の広さを有する調停室のみを使用したり、各当事者がそれぞれ調停室に待機し、調停委員が両調停室の間を移動する方式（いわゆる「別室調停方式」）を採るなどの取組が行われているとの実情が紹介された。また、裁判所の側からは、それらの取組の結果、1日に実施できる調停期日に制約が生じたことから、期日を実施できる事件数を確保するとともに、感染拡大防止の観点から当事者等の接触時間を短縮するために、期日の所要時間を原則として1時間に短縮した上で、従前、午前、午後のいずれも1枠であった期日について、午前1枠、午後2枠としたとの取組も紹介された。さらに、期日指定の際に、次回期日に加えて、次々回期日も指定することにより、直近の期日を取り消すことになっても、次々回期日を維持することで、期日の再指定に伴う期日間隔の長期化を回避する取組も紹介された。

弁護士の側からは、新型コロナウイルス感染症の影響に対する家庭裁判所の対応について、使用できる調停室の数や広さの制約の結果、調停期日が入りにくくなっている面はあるものの、手続を進めるべき事件は進めたり、手続が止まらないように期日指定の際に2期日を指定するなど、適切な対応がされているとの意見が出されたほか、調停室等の整備について検討を続ける必要性も指摘された。

（2）調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題

ア 調停委員による当事者に対する説明、事情聴取、働き掛けの実情

（ア）当事者に対する説明

調停委員から、初回期日の冒頭に、口頭で又は紙芝居のようなツールを使用して、調停の一般的な手続の流れや留意点について説明しているという実情の紹介があった。

これに対し、弁護士の側からは、例えば、婚姻費用分担事件において、手続代理人の就いていない当事者が、調停が不成立となると審判手続に移行することを認識せずに、いつまでも紛争を継続していれば何とかなのではないかと考えている場合もあり、調停手続の大枠について調停委員から説明があった方が、当事者も見通しを持って動くことができ良いと思うとの意見や、当事者の理解力や期日の時間上の制約から当事者が調停委員の説明を十分理解できていないと感じることもあり、期日の状況や次回までの準備事項、今後の見通し等については、代理人からも別途説明しているとの実情の紹介があった。

（イ）当事者からの事情聴取

裁判官からは、期日の時間上の制約がある中で、短時間で効率的かつ充実した事情聴取を行うために、期日の標準的な時間配分に関する説明資料を調停委員に配布し、当事者に説明してもらうことで、限られた時間内での進行のイメージについて調停委員会内及び当事者との間で認識共有を行うという工夫例が紹介された。また、調停委員からは、期日で聴取するポイントを絞り込むための工夫例として、①第1回期日前ないし期日間の準備を充実させ、必要な主張の記載された書面や資料の事前提出を促すほか、②調停の初期の段階では、紛争の実情把握と、どのような点を調停で話し合いたいのか、対立点を明確にする作業を行っている、③紛争性の高い夫婦関係調整事件や面会交流事件等、まずは感情の整理を行うことが有効な事件については、最初に紛争が初期の段階かかなり激化した段階かといった紛争のステージを把握するといったことが紹介された。

また、短時間で効率的かつ充実した事情聴取等の調停運営を行うために、裁判官及び調停委員の双方から、評議の重要性についても指摘がされており、進行が難しそうな事案について、①当該期日において聴取する事項等について積極的に事前評議を行ったり、②裁判官の事前検討段階における心証や指示事項があれば、連絡メモに記載し、調停委員の進行の参考にしてもらうほか、③新たな事情が判明した場合など進行方針の転換が必要な場合には中間評議を行うなどしている取組例が紹介され、前回報告書でも指摘されたとおり、評議等を通じた調停委員会内部の認識共有の取組の趣旨が一定程度浸透していることがうかがわれる。もっとも、弁護士の側からは、調停手続において、裁判官と調停

委員との連携不足を感じることは少ないものの、財産分与等争点が複雑な場合、調停委員が争点や当事者の主張について本当に理解しているか不安に感じることがあるとの意見もあった。

(ウ) 当事者に対する働き掛け

当事者に未成年子がいる場合に当事者に子の利益を意識させるための働き掛けについて、調停委員からは、親ガイダンス²や、調査官による働き掛け、調査結果や試行的面会交流の結果を踏まえた期日における調停委員等による働き掛け、手続代理人の働き掛けを通じ、子の視点を最優先にした前向きな夫婦間の話し合いができるケースが多くなったとの実情の紹介があり、前回報告書でも指摘された、当事者の自主的紛争解決に向けた意欲を引き出す働き掛けのための関係職種間の連携の重要性や、親ガイダンスの有効性が指摘された。

(エ) 手続代理人の果たす役割の重要性

裁判官及び調停委員から、家事調停における手続代理人の果たす役割の重要性が指摘されるとともに、それを前提とした手続代理人に対する要望が出された。具体的には、事情聴取に関し、調停委員から、紛争性が高く、感情の整理が必要な事件でも、手続代理人が就き、依頼者と十分な打合せを行っていると、調停での事情聴取もスムーズな場合が多いという意見があった。また、当事者に子の利益を意識させるための働き掛けに関し、調停委員から、手続代理人から当事者に対して子の利益を最優先にした働き掛けを行ってほしいとの要望が述べられるとともに、裁判官からも、手続代理人の説得により子の利益を考えた良い解決に向かうケースがある一方で、手続代理人から子の利益を最優先に考えた働き掛けがされないケースもあり、家事調停における手続代理人には、家事調停が、家族関係の再構築の場であり、特に未成年子に大きな影響を与えることを十分に理解した上で、当事者にとって真に最適な道を選ぶように、法律家として適切なアドバイスをしてほしい、ただ争うだけが依頼者の利益になるわけではないという視点を持ってもらいたいとの意見があった。

イ 調停期日の進行

(ア) 進行のイメージ等の調停委員会内及び当事者との間の認識共有

調停委員から、手続全体の進行のイメージ・見通し、各期日の進行・位置付け、当該事件の争点・課題等について、調停委員会内及び当事者との間における認識共有を行うための取組が進められている実情が紹介された。具体的には、調停委員会内の取組として、①事件類型別に、進行のイメージや、聴取・評議すべき事項が記載され、どの時点で何を確認しなければいけないのかといった各期日の位置付けを確認できるフローチャートの活用や、②経過メモへの期日の進行に関する裁判官の指示の記載や事前評議の活用、当事者との間の取組として、①ホワイトボードを使用した争点整理の活用、②期日終了時に、当事者双方同席で又は個別に、期日において主張の一致した点や依然として対立している点、次回までの検討ないし準備事項等を確認する取組の紹介があり、ホワイトボードを使った争点整理や期日終了時の振り返りについては、弁護士の側からも分かりやすいと好評であった。

弁護士の側からは、従前は、調停委員が手続全体における各期日の位置付けや争点を意識していないと感じる場合も多かった上、毎回双方の主張や争点を確認するだけで、主張間のすり合わせが行われないケースもあったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、調停委員が調停を効率的に早く進めようとしており、調停委員の力量にもよるが、次回期日までの準備事項や提出期限等細かく指示を出すケースが増えてきていて、調停がだらだら長引くという印象はあまりないとの指摘があった。他方で、調停委員会において次回期日で話し合う予定の事項を明示的に確認することはあまりなされておらず、当事者としては進行の流れから次回話し合う事項を推測することが多く、代理人が就いて

² 各家庭裁判所において、最高裁判所の作製した動画を用いて、調停の当事者である父母に対し、父母が子どもに関する話し合いを行うときに心掛けたい事項に関し手続の早期段階から一般的に理解していることが望まれる情報を説明するなどして理解を促す働き掛けを行っているところ、このような取組は現在「親ガイダンス」と呼ばれている。

いない当事者からすると次回どうなるか分からず不安なのではないかとの意見や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後は同席説明はさほど実施されていないという現状の指摘もあった。

弁護士の側からは、以前よりも審判移行した場合の見通し等裁判官の見解が具体的に伝えられるようになってきており、当事者の説得にも有用であるなど肯定的に受け止めているという意見が述べられ、裁判官からも、進行が煮詰まったり、対立が深まったりしている場合には、調停委員と評議をして、調停委員が聴取した事情を前提に最終的に司法判断する場合の見通しを予測しつつ、当該事案に沿った解決を調停委員会で相談しながら手続を進めているとの紹介があるなど、裁判官関与の充実の取組の趣旨が浸透していることがうかがわれる。他方で、弁護士の側からは、法的な見解について、調停委員が結論だけ述べて理由について説明がなかったり、不十分だったりすると、当事者としては納得できないことから、法的見解を述べる際には理由も含めて説明してほしいとの意見があった。

(イ) 複数の争点がある場合の進行

離婚、婚姻費用、面会交流等の複数の事件ないし争点がある場合の進行に関して、裁判所の側から、当事者に対して経済的なものは優先して進めるよう提案をしたり、当事者に優先順位を聞き、当事者のニーズを把握できれば、それを踏まえて暫定的な合意を先に行った上で他の事件等の手続を進めるなどの工夫をしているとの紹介があった。特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、早期解決のニーズの高い婚姻費用分担、養育費事件については、当事者のニーズを踏まえたより効率的な進行を考え、できる限り初回、遅くとも2回目には結論に至るように評議を進めているとの実情の紹介があった。

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした調停運営の在り方に関する意識の変化

調停委員からは、①従来、当事者の話を傾聴し、共感することによって、当事者自らに課題に気付いてもらい、自主的解決に向かうよう促していたところ、家事事件手続法の施行後、このような自主的紛争解決のための基本的なプロセスを大事にしつつ、裁判所として法的な枠組みの中でどのような解決ができるのかについて見通しを持って聴取・調整を行うこととし、従前よりも時間と回数をかけることなく、法的枠組みの中での自主的解決に導いているとの実情の紹介や、②当事者に対し、感情では解決できないことが伝わるようなアドバイスをしつつ、他方で、説得させられたと感じないように心掛けており、そのために、比較的早い段階で争点整理を行うことで、当事者に、自らが何を希望しているか、相手方の主張とはどこが対立しており、その対立の解消を妨げている原因ないし課題が何であるかについて認識してもらい、自主的紛争解決の意欲を引き出せるよう心掛けている旨の取組の紹介があった。また、新型コロナウイルス感染症の影響による調停運営に関する意識の変化について、調停委員からは、調停期日の所要時間を短縮した結果、どのようにすれば短時間で効率的な調停運営を行えるかについて改めて考えるようになったとの意見が出され、裁判官からも、同感染症の感染拡大を契機として、裁判官の間で、調停の本質に立ち返って調停の在り方について議論するようになったところ、法的枠組みの中での紛争解決という司法的機能の発揮がより求められており、特に、国民はスピード感のある法的解決に対するニーズを有しているとの認識のもと、①当事者の話をただ聞くだけがいわゆる「傾聴」ではなく、当事者に対して一定の見通しを伝えて、当事者の自主的決定をサポートし、スピード感を持って対応することが求められていること、②そのためには、調停運営を合理化し、長期化させないような工夫が必要となること、他方で、子を巡る問題等、家庭内の紛争を適切に解決するためには一定の時間を要する事案もあることから、③これらの事案を見極め、事案に応じたメリハリのついた調停運営を目指すことが重要であること、④そのような調停の在り方を実現するためには、調停委員を含む調停委員会の調停運営能力の向上を図ることが必要であるとともに、より一層裁判官が調停運営にリーダーシップを発揮していく必要があるが、他の事件や業務を抱える中でいかに調停への関与の時間を増やしていけるかが課題であること等の意見があった。

弁護士の側からも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、調停委員が効率的かつ迅速に調停手続を進めようとしており、また、2期日を指定するようになったことにより、調停委員が期日ごとにテーマを決めるなど計画を立てて手続を進めている感じがするといった、新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした裁判所側の調停運営の在り方の見直しの機運についての実感が述べられた。また、弁護士の側からは、当事者が自主的に解決したという納得を得られるようにすること自体は良いと思うが、当事者にとって大事なのは、調停の過程において言いたいことを十分聞いてもらった上で決めてもらえたという実感が得られることであるので、調停委員には、単に時間をかけて聞くというのではなく、うなずきや要約といった傾聴のスキルが求められるほか、当事者としてはやはり手続の最初の段階で話を聴いてもらえた方が良いとの指摘があった。

(3) 人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題

ア 人事訴訟事件の審理の現状

裁判官の側から、財産分与の申立ての有無により要する期日回数が異なっている実情や、補正内容が深刻である場合、送達できない場合、移送の場合等に、訴え提起から第1回口頭弁論まで時間を要している実情の紹介があった。

人事訴訟の審理期間に関し、弁護士の側からは、必要な主張等を行うため一定の期間を要するとしても、当事者にしてみれば、訴訟の前段階として調停を経ていることから、更に人事訴訟の審理が長期化することの影響は大きく、人事訴訟は1年以内、半年強で終わってほしいとの意見があった。

イ より合理的かつ効果的な訴訟運営に向けた工夫例等

(ア) 財産分与申立てにおける開示要求に対する対応

裁判所の側からは、当事者が財産隠しを疑い五月雨的に開示を求める事件が一定数存在するとの指摘があった。この点については、当事者に対して、一度目の申立てについては広く調査嘱託を採用するが二度目は関連性を厳しく審査すると説明すると、一度目で必要な調査嘱託の申立てがされるため、他の事件よりも長く時間を要するという事態を防げるといった指摘や、訴訟代理人が、当事者と一体となってしまう、相手方代理人と対立する場合には、任意の開示が難しくなり、長期化しやすい傾向にあるとの指摘があった。

弁護士の側からも、財産分与の申立てがある事案において相手方当事者が開示要求を繰り返すケースは比較的多いとの実情が紹介されるとともに、その場合、調停の段階から開示できる資料は自ら開示するのはもちろん、相手方の調査嘱託の申立てについても、迅速な進行のためできる限り同意するようにしているとの紹介があった。

(イ) 人事訴訟における争点整理の在り方

争点と関連性のない周辺事情が主張される場合について、裁判所の側からは、裁判所が必要と考える争点について釈明を求めるにとどめ、関連性のない主張はさせつつもそれ以上掘り下げないことが多いとの実情の紹介があった。

弁護士の側からは、離婚原因が争点となる場合等、裁判所にとっては周辺事情でも、訴訟代理人としては当事者本人との関係上主張せざるを得ない場合があり、事案によっては周辺事情は陳述書に記載するなどの工夫をしているものの、周辺事情の主張がどんどん広がってしまうケースでは、主張の必要性・関連性に関する裁判官の考えを示してもらえると、当事者本人も納得してくれやすく、ありがたいとの意見が述べられた。また、民事訴訟と人事訴訟とでは、人事訴訟の方が無駄な主張が出やすいと思うが、争点整理のやり方について両者であまり違いを感じないとしつつ、争点整理の議論について、裁判所が積極的でないと訴訟代理人としては遠慮してしまう面があり、裁判所主導で行ってもらう必要があるとの意見があったが、人事訴訟、調停を問わず、訴訟代理人から争点整理の議論を持ちかけることは、争点の本質について共通認識がより得られ、良いことであるし、難しいとは思わな

いとの意見もあった。

(ウ) 人事訴訟を念頭に置いた離婚調停

前回報告書で課題として指摘された、人事訴訟を念頭に置いた離婚調停の運営に関する効果的取組の横断的共有について、裁判所の側から、人事訴訟担当者と調停担当者との間で定期的な意見交換会を持ち、財産分与の争点を採り上げて議論したところ、調停の場面において人事訴訟になった場合の見通しを当事者に伝えることができるようになり、その結果、人事訴訟の進行が効率的になるとともに、当事者が見通しを踏まえて調停で解決しようと自主的に選択できるようになっていると思われるとの紹介があった。

弁護士の側からは、調停段階での主張立証に関し、調停成立が困難な事案では、調停段階から財産開示を求めたり、事実関係の主張立証をしておくことにより、人事訴訟の段階でなるべく早く手続が進むよう心掛けているとの意見があった一方で、財産分与のように、最終的には金額の問題で、調停成立の見込みが全くないとはいえない事件については、調停段階で、人事訴訟まで意識してかなり詳しく主張立証を行い、主張等を整理しておくようにしているが、他方で、離婚や親権そのものが争点で、調停成立の見込みが立たない場合は、証拠をいつの段階で出すのかという戦略的な面もあり、調停段階では、離婚や親権に関する当事者の意向を明確に主張し、それに沿う主張をかなりコンパクトに行い、人事訴訟段階で主張立証をしっかり行う方が事案の解決としても早いと思っており、そのような対応を心掛けているとの意見もあった。

4 検証検討会での議論

1 新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応について

検証検討会では、実情調査において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由に面会交流が拒否される例が紹介されるなど、民事事件以上に、同感染症の影響による紛争の発生・拡大が想定される上、養育費・婚姻費用等、生活に直結し同感染症の影響下でも処理を遅らせるわけにもいかない問題もあり、家事事件は、同感染症の感染拡大の中での対応を迫られる場面が多かったのではないかとの意見が出された。また、実情調査で紹介された、調停期日の所要時間を原則1時間に短縮する運用に関し、実情調査先の裁判所に限らず、複数の庁において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を一つの契機・理由として、調停期日の所要時間に関し、各庁の実情に応じて従前よりも短縮した一定の目標を定め、運用上のルールとして打ち出した上で、感染拡大がいったん収束傾向を示して以降も引き続き、事件の性質・内容や期日の目的等に応じて柔軟に運用していることが紹介されるとともに、このように期日の所要時間の目標ないし目安を設定することにより、調停委員も含め、関係者において、限られた期日の時間の中で何をすべきかという意識の醸成・向上が見られるという指摘があった。

2 調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題について

検討委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として、調停の本質・利点に立ち返り、調停運営の在り方自体を見直そうという家庭裁判所の取組について、好意的に受け止めた上で、①事案に応じたメリハリのある調停運営は非常に重要であり、同感染症の感染拡大を契機として裁判官、調停委員、手続代理人の間でこの点に関する認識が深まったとすれば大変有意義なことである、②（実情調査において、一定の時間を要する事件として挙げられた）子を巡る問題についても、時間をかけて調整する必要がある事件もあれば、果断に迅速に進めることが子の利益に資する事件もあり、難しいことではあるが、個々の事件の内容を具体的に見ながらメリハリのつけ方を見極めていくことが、裁判所及び手続代理人それぞれに求められているのであって、裁判所内部だけでなく、弁護士（手続代理人）も含めて、更にこのような議論を深めていってほしいという意見が出された。また、③家事調停事件は、当事者間に強い感情的対立があるとはいえ、法的紛争解決手段であるため、個別の事件について判断枠組み及び判断要素を的確に分析した上で、当事者が自主的紛争解決に向けた判断ができるように後押しすることが裁判官及び調停委員の役割であると考えられるところ、実情調査において紹介された、調停委員が、当事者との間で判断枠組みや判断要素を見える化し、次回期日において何を議論し、同期日以降何が問題となるかを意識しているという点は手続進行を担う者として合理的であるとの意見が出された。

他方で、新型コロナウイルス感染症の影響により期日の所要時間に制約がある中で、1回1回の期日を大切に、充実した実のある期日にしていくことが一層重要であるとの指摘がなされ、それを前提として、①実情調査で指摘があったように、次回期日のテーマについて調停委員会と当事者との間で必ずしも明示的に確認・共有されていないとすれば問題であり、同感染症の感染拡大以前は双方同席で争点等を確認していたところ、同感染症の影響により双方同席での確認が困難になっているのであれば、それに代わる調停委員会と当事者との間の認識共有の手段を考えるべきであり、また、今後改めて双方同席説明を活用することを検討すべきではないか、②実情調査において、調停委員が裁判官の法的見解を伝える際に十分な理由の説明がなく、当事者本人も手続代理人も分からないことがあるとの指摘があったが、当事者による自主的紛争解決という観点からも重要な指摘である、③実情調査において、調停委員の傾聴のスキルの重要性に関する指摘があったが、当事者に対し、認識の変更や気付きを与えるような質問をし、建設的な合意形成に向けた意識変化を促すような発言をすることも重要であって、単に「聴く」という傾聴の技法の一側面のみを強調する

だけでは、かえって調停委員の役割を縮小させてしまうおそれがあるのではないかと懸念しているとの意見が出された。

3 人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題について

人事訴訟における争点整理の在り方に関し、検証検討会では、人事訴訟は、感情的な対立が激しく、法的な争点と当事者の考える争点とが異なり、法的争点の解決との関連性は明らかでない事実関係についての認否・反論が延々とされることが多いことから、裁判所としてより積極的な争点整理への関与が求められているのではないかという意見があった。他方、訴訟代理人としては、当事者本人の要望を受けて関連性が必ずしも十分ではない主張をせざるを得ない場合もあるが、実情調査では、弁護士側から、争点整理上関連性は低いと言わざるを得ないが、当事者本人がこだわりを持っている点について、主張書面に記載せずに陳述書に盛り込むなどして上手く対応している工夫例も紹介されており、争点整理について裁判所と訴訟代理人との認識の共有と協働が必要であるとの意見が出された。

また、検証検討会では、人事訴訟に求められる迅速性の程度に関し、当事者の納得は調停の段階で追求すべきであり、人事訴訟の段階に至ればできる限り早く解決することが求められるのか、それとも、人事訴訟においても納得するための時間がかかることもやむを得ないと考えるべきかという問題提起がなされた。この点については、①当事者双方の思いやニーズによる面もあり、一概に迅速性だけを追求すればよいというものではないが、いたずらに時間をかければよいというものでもないで、例えば、財産分与申立てにおける財産の任意開示や調査嘱託について、いかに訴訟代理人が協力して進めていくか、あるいは協力させる環境を作るかということが、司法関係者に求められる重要な点ではないかとの意見や、②当事者のニーズや当事者間の利害・感情の対立の程度によるところもあり、一概には言い難いが、離婚調停がどのような経緯で終わったかも重要であり、離婚調停の中でぎりぎりまで調整を続けていたが、どうしても調停成立が難しかった場合には、人事訴訟を淡々と進行させた上で、審理終結前の段階で合意形成が可能か改めて確認するということもあるであろうし、調停の段階では相手方の協力が得られなかったが、人事訴訟の段階に至って合意形成のための手がかり・材料が現れた場合には、合意形成に向けた説得や当事者の納得のための手続を尽くしたいという場合もあると思われ、迅速性がどの程度求められるかは、離婚調停と人事訴訟を含む手続全体の中でケースバイケースで考えていくべきではないかという意見が出された。

5 今後に向けての検討

1 調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題について

調停委員会内部及び調停委員会と当事者との間の認識共有に関する取組については、着実に浸透しつつあるものの、なお課題があることがうかがわれ、それらの認識共有を更に深めるための取組を引き続き進める必要がある。特に、実情調査における弁護士からの指摘を踏まえると、当事者による自主的な紛争解決を後押しするという観点から、調停委員会から当事者への法的判断の見通しのフィードバックに当たっては、当事者の主体的かつ合理的な決定の前提となる情報である当該見通しの理由についても分かりやすく伝える必要があり、その前提として、調停委員会内部において、法的な争点の内容等に関して結論に至る理由も含めて認識共有を更に充実させていく余地があるものと思われる。また、当事者による自主的な紛争解決の後押しのためには、紛争解決を阻害している課題が何であり、それを解決するために次回期日以降において何を話し合い、そのために当事者が何を検討・準備してくる必要があるのか等について、調停委員会内部及び調停委員会と当事者との間で的確に認識共有を行うことが必要であるところ、そのための重要な手段である当事者双方が同席した場での説明や確認（「双方同席説明」）について、その意義を改めて確認するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により双方同席説明が困難になっているとすれば、それに代わる調停委員会と当事者との間の認識共有のための具体的方策を検討する必要があるものと思われる。

当事者の自主的な紛争解決の後押しという観点からは、当事者間に子の問題について対立がある場合、手続代理人・関係職種が連携して、当事者に対し、子の利益を最優先に考えることが大切であることを働き掛け、当事者の対立関係を子の利益確保のための協力関係に転換させていくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、調停手続を行う上で様々な時間的・物理的な制約が生じたことを一つの契機として、1回1回の期日の大切さや合理的かつ充実した調停運営の重要性が改めて確認され、実情調査でも、調停の本質・利点に立ち返って、利用者のニーズや生活様式の変化に対応する調停運営の在り方を模索しようとする裁判所側の取組が紹介された。実情調査でも指摘されたとおり、調停手続においては、調停委員が当事者との間で丁寧に事情聴取・調整を行い、信頼関係を醸成して、当事者の自主的な紛争解決への意欲や手続・結果への納得性を高めることが求められる一方で、司法機関による法的観点を踏まえた迅速な紛争解決へのニーズもあるところ、これらを両立させるためには、個々の事件の性質・内容、手続の進行段階、当事者の個性や意向・ニーズ、手続代理人の有無等に応じて、期日における手続の内容について充実させるべきところは充実させ、時間をかけるべきところは時間をかけ、合理化させるべきところは合理化するメリハリのある調停運営を行う必要がある。この点、事情聴取についても、傾聴は、単に時間をかけて当事者の話を聴けばよいというものではなく、また、うなずき、反復、要約等にとどまるものでもなく、それらを活かして、紛争解決のために必要な事項を的確に聴取することのほか、当事者に当該事件や自らの課題に気付かせ、自主的な紛争解決に向けた意欲を引き出すような働き掛けの要素を含むものであり、事情聴取に当たっては、こういった事情聴取の目的や意義を踏まえ、事案等に応じて効率的かつ充実した事情聴取を行う必要がある。具体的には、例えば、手続の初期の段階では、当事者との信頼関係の醸成等のためにも、比較的時間を掛けて受容的に事情聴取を行い、当事者の主張や争点が整理された段階においては、紛争解決に必要なポイントに焦点を当てた聴取を行うなど、事案の内容や手続の進行段階等に応じて、事情聴取の内容・程度、時間等に強弱ないし濃淡を付けるといった方法が考えられる。今後は、事案等に応じたメリハリのある調停運営を個々の事件において実現するための方策について検討を進めていく必要があり、調停委員を含めた裁判所の関係職種間、更には弁護士（手続代理人）も含めて、このような調停運営の重要性を共有し、それを実現するための方策について更に議論を深め、検討・実践・検証を重ねていくことが期待される。

2 人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題について

人事訴訟の審理期間の長期化が進む中で、訴訟に先立ち調停を経ていることにも鑑みれば、迅速な審理が求められることは言うまでもない。他方で、結果次第で若しくは親子関係のように結果にかかわらず今後も継続していくことが予定された家族関係に関する紛争であり、さらに、当事者間に未成年子がいる場合は子の利益に重大な影響が及ぶという離婚事件の特徴に鑑みると、基本的に当事者による自主的紛争解決が望ましいということもまた認められる。調停前置主義の趣旨も踏まえれば、本来的には、当事者の自主的紛争解決や納得性の確保については調停の段階において模索されるべきものではあるが、当事者のニーズや対応等によっては、人事訴訟の段階で当事者による自主的紛争解決に向けた働き掛けを行うことが適当な場合も考えられる。そうすると、紛争解決の遅滞が、当事者や、とりわけ日々成長していく過程にある当事者の子に与える影響の大きさについて十分に認識した上で、離婚調停及び人事訴訟を併せた手続全体として、当事者の自主的紛争解決に向けた必要十分な働き掛けを含む迅速かつ適切な紛争解決の実現を目指すことが必要であり、離婚調停・人事訴訟の各手続に関与する弁護士（訴訟代理人）を含む各職種においては、離婚事件の上記特徴を十分に認識した上で、それぞれの立場の違いはありつつもそのような紛争解決の実現に向けて協働する必要があると考えられる。

例えば、財産分与の申立てにおける財産開示要求ないし調査嘱託の申立てによる手続ないし審理の遅滞を回避するためには、手続ないし訴訟代理人を含む当事者の進行への協力が不可欠であるとともに、裁判所側としても、実情調査で紹介されたように、調査嘱託の採否に関する基本方針について当事者に対して明確に説明しておくなど、当事者の協力を得るための工夫を行うことが重要である。

また、従前からその重要性が指摘されている人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いた離婚調停の進行については、当事者の主体的かつ合理的な決定を後押しするとともに、手続全体としての迅速性の確保も期待されることから、そのための取組を引き続き進めることが必要である。例えば、前回の報告書でも指摘されたように、実情調査で紹介された人事訴訟担当者と調停担当者との定期的な意見交換会の実施等、人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進めるための効果的な取組について、離婚調停・人事訴訟の各手続に関与する弁護士（訴訟代理人）を含む各職種の間で横断的に共有することが有益であると考えられる。

加えて、人事訴訟は、複雑な感情的対立を含むことが多いことから、法的な争点との関連性の乏しい主張立証が拡大しやすいという特徴を有するため、裁判所として、主張立証の必要性・関連性の有無に関する指摘等、争点整理へのより積極的な関与が求められる。他方で、訴訟代理人の立場からは、依頼者である当事者の要望に基づく一定の制約はあるものの、実情調査においては、陳述書の活用といった工夫例も紹介されたところであり、争点整理への適切な協力が期待される。今後、人事訴訟の特徴を踏まえた適切な争点整理の在り方、そのような争点整理のために裁判所と弁護士（訴訟代理人）それぞれに求められる役割、両者の協働の在り方について、更に議論を深めていく必要がある。